

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和元年7月22日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 長 正敏

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 札幌東監督署19冷暖房改修工事
- (2) 仕様 仕様書・設計図による
- (3) 工事期間 令和元年9月1日(予定)までに着手し、令和元年12月31日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札(郵送可)とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「管」または「電気」でC~D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3(1)に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」(履行ボンド)による保証(かし担保特約付き)を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。
- (3) 参加申込期限
令和元年8月5日（月） 午後5時15分
- (4) 入札書の受領期限及び場所
令和元年8月6日（火） 午前10時00分
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係
- (5) 開札の日時及び場所
令和元年8月6日（火） 午前10時05分
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3.（3）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）をPDF形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出（登録）は上記3.（4）の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.（3）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式3）、「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式7）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
必要である。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査の実施

当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない入札者を落札者とするときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 札幌東監督署19冷暖房改修工事
- (2) 仕様 別添仕様書および設計図による
- (3) 工事期間 令和元年9月1日（予定）までに着手し、令和元年12月31日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「管」または「電気」でC～D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（2）③に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難しい場合は、紙入札（下記（2）参照）により参加することができる。

（1）電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

令和元年8月5日（月）午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

令和元年8月6日（火）午前10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（2）紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**様式7**を、令和元年8月5日（月）午後5時15分までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

令和元年8月6日（火）午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-700-5451（直通） FAX011-700-3179

④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「令和元年8月6日開札 札幌東監督署19冷暖房改修工事」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※**様式1**の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「令和元年8月6日開札 札幌東監督署19冷暖房改修工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3（2）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を

含む) をしておくとともに、開札時までには様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和元年8月6日(火) 午前10時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人が希望すれば、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ちかわせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を(1)の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項
別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (2) 支払い条件
別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に契約金額を支払う。

入札書

(契約事項) 札幌東監督署19冷暖房改修工事

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札
します。

入札くじ番号

--	--	--

令和 年 月 日

住所
(入札者)

氏名

㊟

住所
(代理人)

氏名

㊟

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

注1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。

注2. 金額の前に「¥」記号を付すること。

注3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

委任状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

私は、 (住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

札幌東監督署19冷暖房改修工事

入札参加資格確認申請・証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 調達案件名称 | 札幌東監督署19冷暖房改修工事 |
| 2 開札日 | 令和元年 8月 6日 (火) |
| 3 履行期限 | 令和元年12月31日 (火) |
| 4 添付書類 | 資格審査結果通知書 (写) |

(入札者)

所在地

商号又は名称

代表者名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	⑩

誓約書

- 私
 当社

は、下記 1、2 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者名

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

※紙入札で参加する場合に提出する様式。

(様式 7)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称

代表者氏名

㊞

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 札幌東監督署 19 冷暖房改修工事

2 紙入札方式で参加をする理由

- 利用登録の申請をしていないため
- 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- 経費等のため
- その他 ()

建設工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 札幌東監督署 19 冷暖房改修工事
- 2 工 事 場 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 1 丁目 2 - 5
- 3 工 期 自 令和元年 9 月 1 日（予定）
至 令和元年 12 月 31 日

- 4 請負代金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円
- 5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。

2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建築業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出ししてはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

(部分引渡し)

- 第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金額／請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八 受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九 受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

十一 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

十二 第2項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、第1項第8号乃至第11号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。また、受注者は本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第44条の3 受注者は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部

又は、一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第16条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第44条の4 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

- 第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

- 第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定又は第44条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第44条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（法令遵守）

第49条 受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

（あっせん又は調停）

第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工

事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第51条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
氏 名 支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 長 正敏

受注者 住 所
氏 名

仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名 札幌東監督署 19 冷暖房改修工事
- (2) 工事場所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 1 丁目 2-5
- (3) 履行期限 令和元年 9 月 1 日（予定）までに着手し、令和元年 12 月 31 日までに竣工すること
- (4) 詳細仕様 設計図のとおり

2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督職員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督職員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第 6 条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。
なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。
- (8) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

- (10) 請負人の事務所等仮設物の設置は認めない。
- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。
- (12) 毎月1回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を受けるものとする。

3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに
- (4) 公共工事履行保証証券・・・落札後、契約締結までに
- (5) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (6) 各承諾函・・・各機器類を発注する前
- (7) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (8) 工事完了届・・・工事完了後速やかに
- (9) 完成図書・保全の手引き・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「管」または「電気」でC～D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する

国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記5に照会すること。

(8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

(9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」(履行ボンド)による保証(かし担保特約2年付き)を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。

5 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：佐々木・唐木田 TEL011-700-5451 (直通)

札幌東監督署 19 冷暖房設備改修工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
M-01	機械設備 仕様書	NON	M-13	電気設備(改修) 1階平面図	1/100
M-02	案内図・屋外機械設備(改修)平面図・建物断面図	図示	M-14	電気設備(改修) 2階平面図	1/100
M-03	屋外機械設備(既設・撤去)平面図	図示	M-15	機械室電気設備(改修) 平面図	1/50
M-04	冷暖房設備機器表・系統図・室外機基礎詳細図	図示	M-16	機械室電気設備(既設・撤去) 平面図	1/50
M-05	冷暖房設備(改修) 1階平面図	1/100	M-17	屋外電気設備(既設・撤去) 平面図	1/200
M-06	冷暖房設備(改修) 2階平面図	1/100	M-18	天井(改修) 1階平面図	1/100
M-07	換気設備(改修) 1階平面図	1/100	M-19	天井(改修) 2階平面図	1/100
M-08	換気設備(改修) 2階平面図	1/100	M-20	建具表(改修)	NON
M-09	冷暖房・換気設備(既設・撤去) 1階平面図	1/100			
M-10	冷暖房・換気設備(既設・撤去) 2階平面図	1/100			
M-11	機械室機械設備(改修) 詳細図	1/50			
M-12	機械室機械設備(既設・撤去) 詳細図	1/50			

令和元年度

北海道労働局総務部

札幌東監督署 19号冷暖房設備改修工事

仕様書

1 工事概要

1 工事場所	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5					
2 建物概要	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防広域行政官 防火第一の区分	備考
	庁舎	R/C造	2階建	982.95	15項	改修

3 工事題目 (O印の付いたものを適用する。)

建物別取付箇所	工 事 種 別	備 考
工事情目	庁舎	
・空気調和設備		
○冷房用設備	1式	
○換気設備	1式	
・排煙設備		
○給油設備		
・衛生器具設備		
○給水設備		
・排水設備		
○給湯設備		
・消火設備		
・厨房設備		
○冷気送設備	1式	ガス引込み工事
○電気設備	1式	冷暖房に係わる電気設備
○建築工事	1式	冷暖房に係わる建築工事

4 指定部分 ○ 無

有 (村庫部分：図示) 工期：平成 年 月 日)

5 設備概要 (O印の付いたものを適用する。)

方式及び個別	設 備 概 要
・空気調和	・ダクト方式(・中央・各階ユニット) ・フロンユニット
○ハイワークエアコン(QHP)	
・ハイワークエアコン(EHP)	
主要 換 気 機 器	・換気機メーカー(・立形・別館機等) ・異空間水発生機 ・温風用換機 ・チリダユニット ・適量換気用熱交換機 ・小排気取冷水機ユニット
	・ハイワーク空調外ヒートポンプ ○ガスエントラピーポンプ
排 煙 設 備	・建築基準法 ・消防法
自 動 制 御 方 式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給 水 方 式	・上水 ・水道給水方式
	・温水タンク/ボイラ方式
排 水 方 式	・建物内の排水と排水水(・分流式・合流式) ・ポンプ排水 ・有(・汚物・雑排水・排水) ・無
	建物外放流法 (1) 汚 水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 (2) 雑排水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽
消火設備の種類	・屋内消火栓設備(・1号・2号)・スプリンクラー設備・不燃性ガス消火設備 ・池消火設備 ・粉末消火設備 ・連結送水管設備 ・連結給水機
ガスの種類	○都市ガス(個別) 種類：13N 発熱量：46 MJ/m ³ (N) ○液化石油ガス 供給事業者名

2 特記仕様

1) 表はO印の付いたもの、項目は番号にO印の付いたものを適用する。
2) 特記事項のうち適用する項目は、O印の付いたものを適用する。ただし、O印のない場合は※印を適用する。

項 目	特 記 事 項
① 機 材	(1) 本工事に使用する機材等のうち表一に示す設備機材等の製造業者等は、次の1)から7)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監理員に提出して承認を受けるものとする。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理について行われていること。 3) 安定供給が期待できること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業条件が整備されていること。 7) システムとして機能するものにおいては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が確保されていること。 (2) 化学物質を混雑させる建築材料等 本工事に使用される建築材料等は、設計書に指定する所産の品質及び性能を有するものとし、次の1) から5) までを満たすものとする。 1) 合板、木質繊維ボード、構造用骨材、集成材、単板集成材、断熱材、バネ鋼、クローリング、構造用パネル、集積材、単板集成材、断熱材、バネ鋼、クローリング、その他不製材、ガラス製板、仕上げ塗材及び塗料は、ホルムアルデヒドを放射させないが、放射が極めて少ないものとする。 2) 鋼材、建築材、断熱材はホルムアルデヒド及びシリコンを放射させないが、放射が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はウルメゾノード及びウルメゾノール-2-エチル-キシルを含有しない建築用剤の使用、ホルムアルデヒド、アセチアルドヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射させないが、放射が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射させないが、放射が極めて少ないものとする。 5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用し、行われた家具、書架、変換台、その他の作業者は、ホルムアルデヒドを放射させないが、放射が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放射させないものとは放射量が規制値外のものも、ホルムアルデヒドの放射が極めて少ないものとは放射量が第三種のものよい、原則として規制値外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 「ホルムアルデヒドの放射量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放射量 該当する建築材料 規制 作業 所 ① JIS及びJISの存在しない現品 建築基準法施行令第20条の7第4項による 国土交通大臣指定品 ② 下記表示のあるJIS指定品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放射させない材料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用 第三種 ① JIS及びJISの存在しない現品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による 国土交通大臣指定品 ③ JISの存在しない現品 ④ JISの存在しない現品
② 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、シリコンの濃度を測定し、監理員に報告する。 測定方法については、監理員により行う。 測定時期 ・ 図示 測定箇所 ・ 図示
③ 機材の品質・性能証明	設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「製造仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監理員の承認を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることが出来る。
④ 電気保安技術者	電気保安技術者 ※適用する 北海道電気工事士協会電気工作物保安規程 ※適用する
⑤ 技能士の適用	○配管工(配管工) ○冷媒充填機操業工(フロンユニット、フロンフリー空気調和機の配付け及び充填) ○熱処理工(保施工) ・建築金版(ダクト製作及び取付け) 機材につくることが (・ できる) (・ できない)
⑥ 工事用仮設備	○設けたい
⑦ 監理員事務所等	・設ける(機械及び仕上げの程度、並びに設置する部品等の種類及び数量は現場説明書による。) (・ 機材内に設けず (・ 使用する))
⑧ 施工調査	※改修標準仕様書による 調査項目 (・ 石材製品 ・ 機材取付箇所 (・ 図示による)) 調査方法 (・ 図示による) (・ 目視による)

⑨ 工事用電力その他

項目	特記事項
⑩ 建築養生の処理	・ 構内及び周辺処理 足場 (約) km) ○ 養生場所 指定品) ・ 構内指定場所には養生材を敷き詰め) ・ 養生場所を指定する) ・ 養生材の指定品) (・) km 11 養生材の処理等 ○ 養生材の指定品) ○ 養生材の処理等)
⑪ 養生材の指定品	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑫ 養生材の処理等	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km

項目	特記事項
⑬ 養生材の指定品	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑭ 養生材の処理等	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑮ 養生材の指定品	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑯ 養生材の処理等	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑰ 養生材の指定品	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑱ 養生材の処理等	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑲ 養生材の指定品	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
⑳ 養生材の処理等	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
㉑ 養生材の指定品	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km
㉒ 養生材の処理等	・ 養生材の指定品) ・ 養生材の指定品) (・) km ○ 養生材の指定品) (・) km

23 多量個所の取付

項目	特記事項
24 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
25 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
26 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
27 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
28 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
29 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
30 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
31 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
32 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
33 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
34 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km

項目	特記事項
35 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
36 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
37 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
38 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
39 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
40 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
41 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
42 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
43 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
44 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km

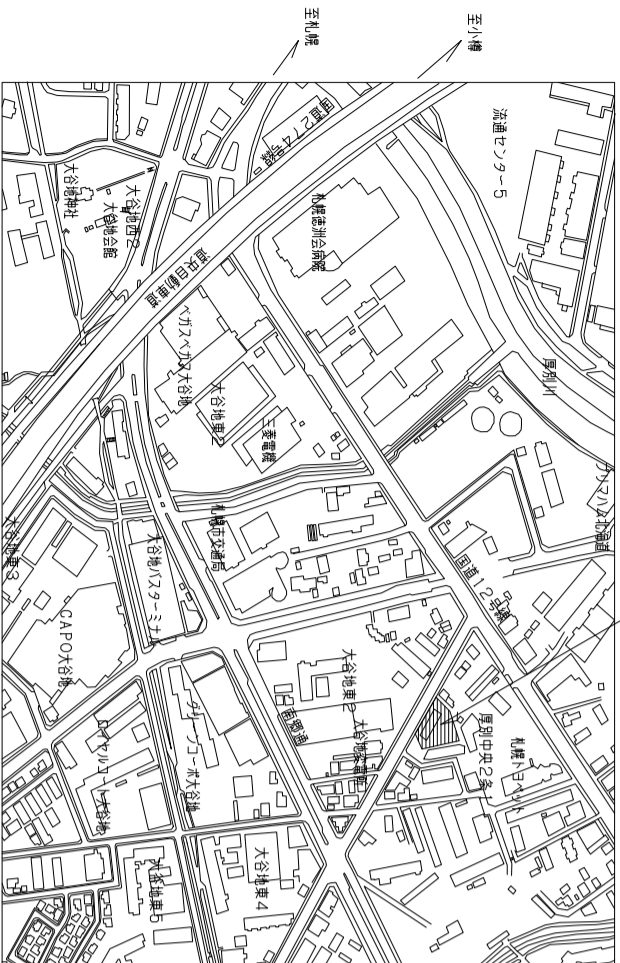
23 多量個所の取付

24 養生場)
25 養生場) (・) km
26 養生場) (・) km
27 養生場) (・) km
28 養生場) (・) km
29 養生場) (・) km
30 養生場) (・) km
31 養生場) (・) km
32 養生場) (・) km
33 養生場) (・) km
34 養生場) (・) km

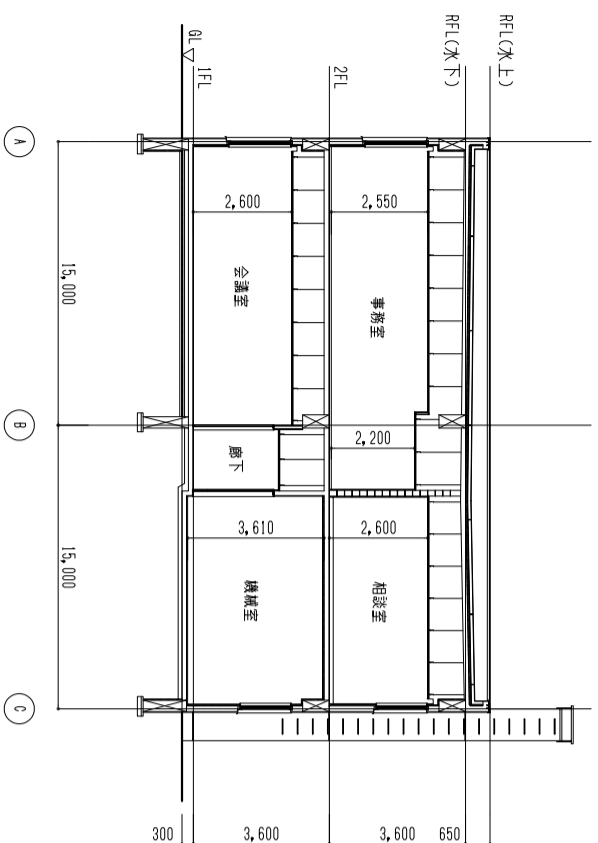
項目	特記事項
35 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
36 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
37 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
38 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
39 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
40 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
41 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
42 養生場	・ 養生場) ・ 養生場) (・) km ○ 養生場) (・) km
43 養生場	・ 養生場) ・ 札幌労働局総務部
44 養生場	・ 養生場) ・ 札幌労働局総務部



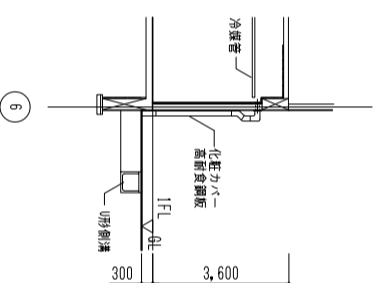
— 工事場所：札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5



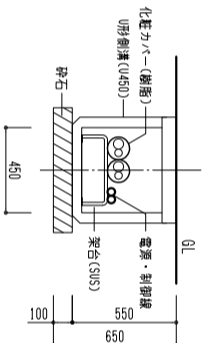
案内図 S-NON



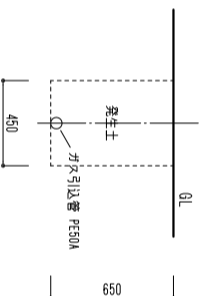
断面図 S-1/100



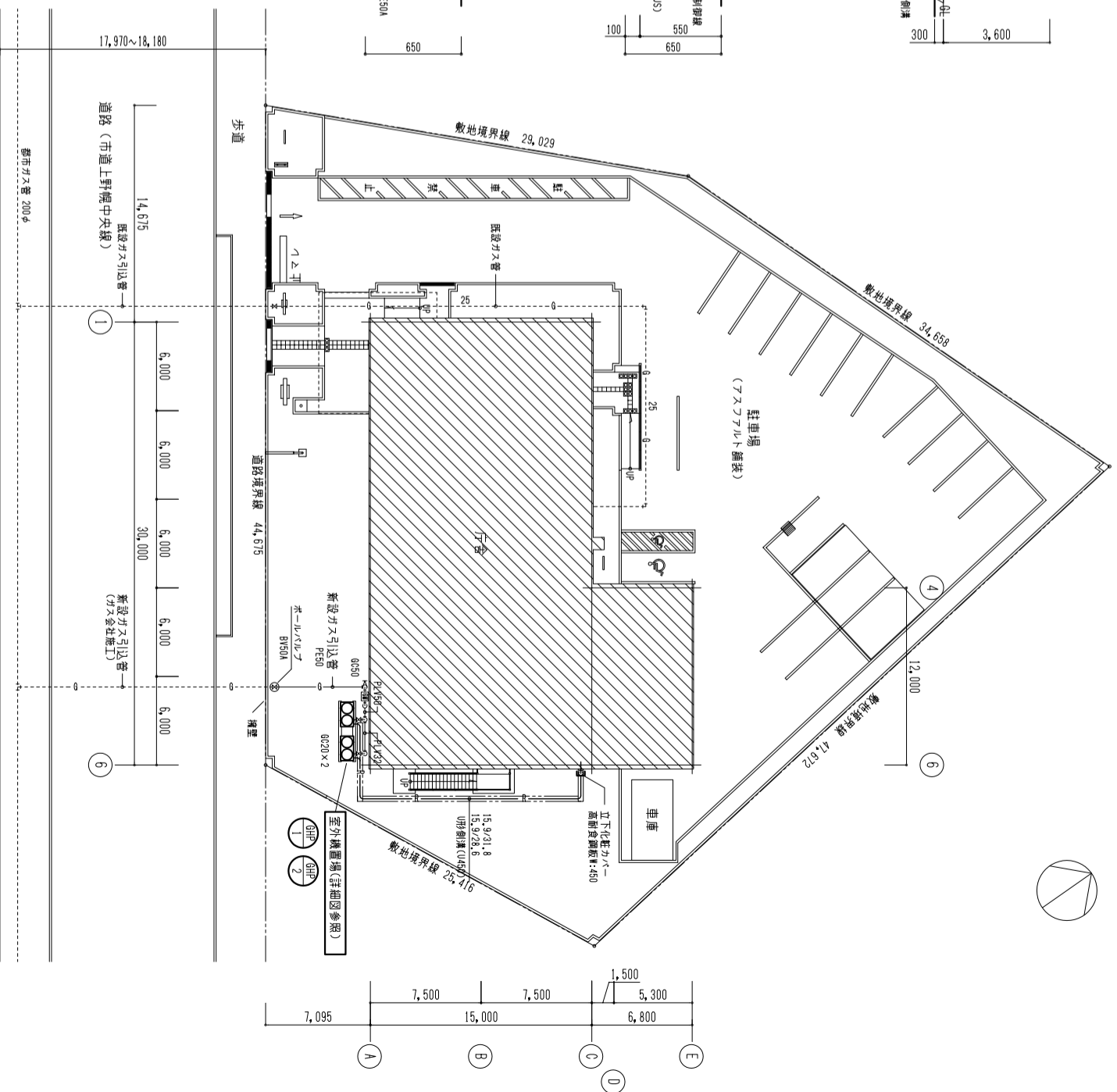
冷媒管立下子図(参考)



冷媒管設置断面図



ガス管理設置断面図

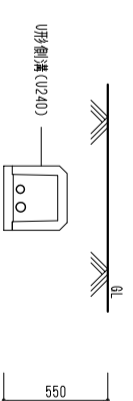
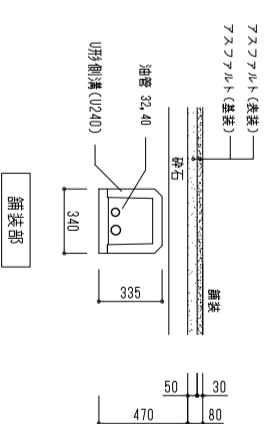


室外機械設備平面図 S-1/200

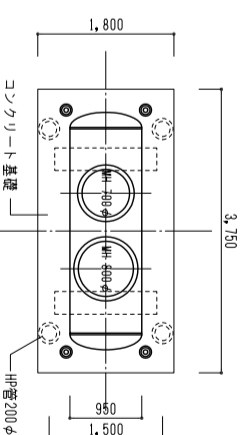
特記
敷地内の冷暖房用ガス引込管の敷設を行う。
冷暖房室外機の設置及び基礎工事は別図参照のこと。



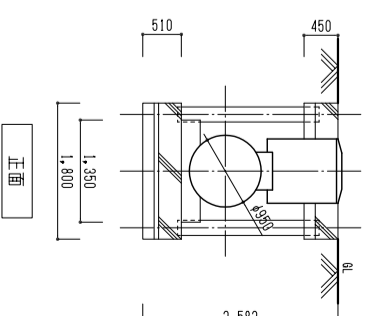
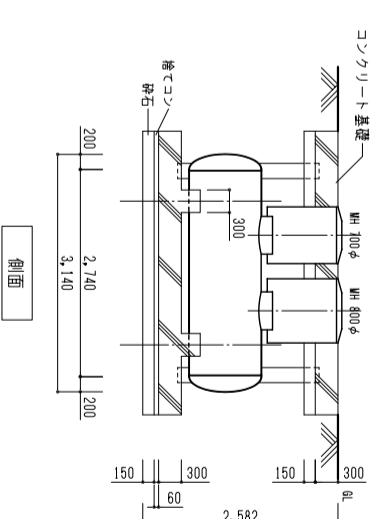
油配管設置断面図 (参考)



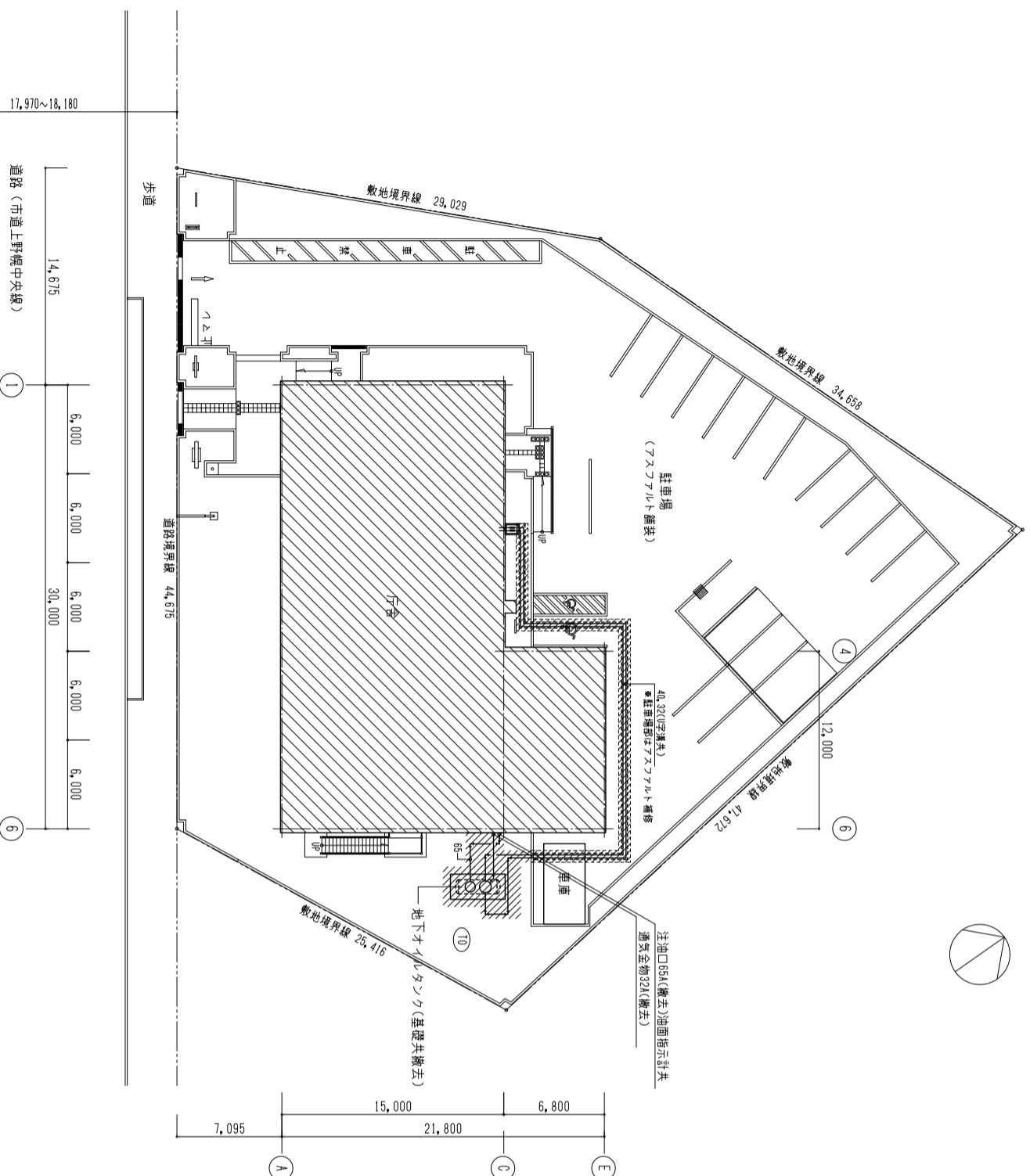
地下オイルタンク図 (参考)



タンク仕様	
形状	950φ×2,740L(鋼板:2,700L)
材質	S541
板厚	鋼板:6t 覆板:6t
外面	タンク防水加工 (ヒッチ、フラスコルトライナー)
申請容量	1,825.28 l

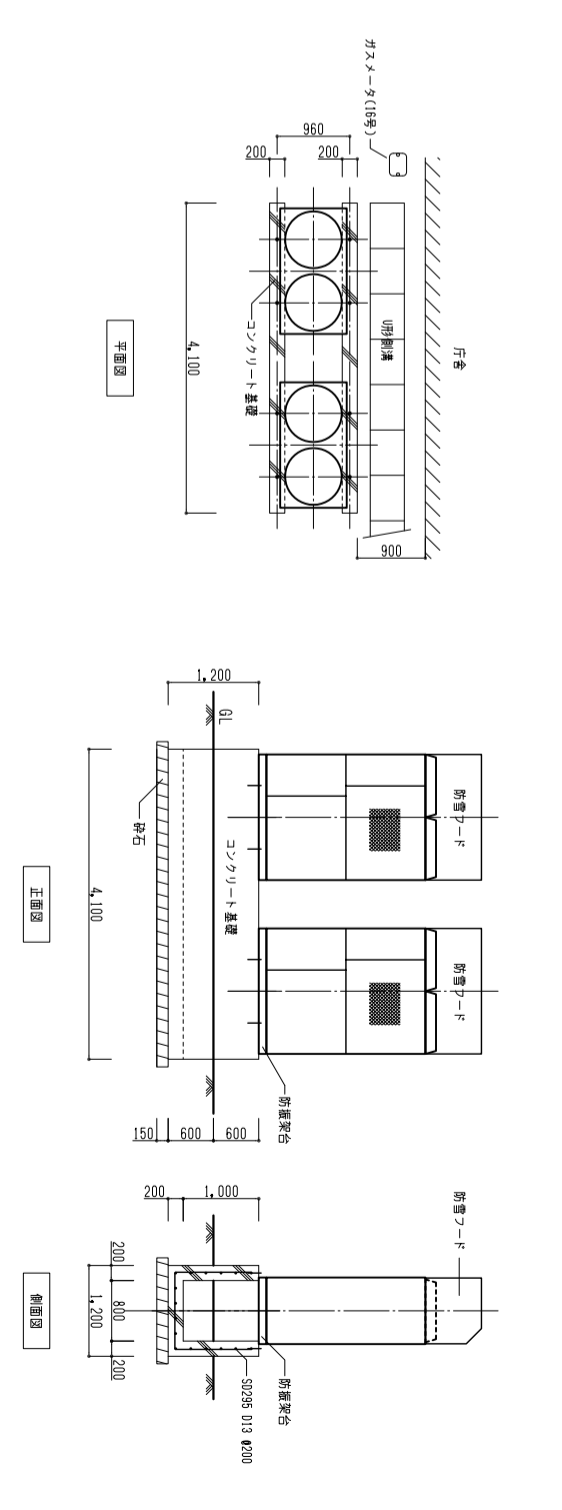
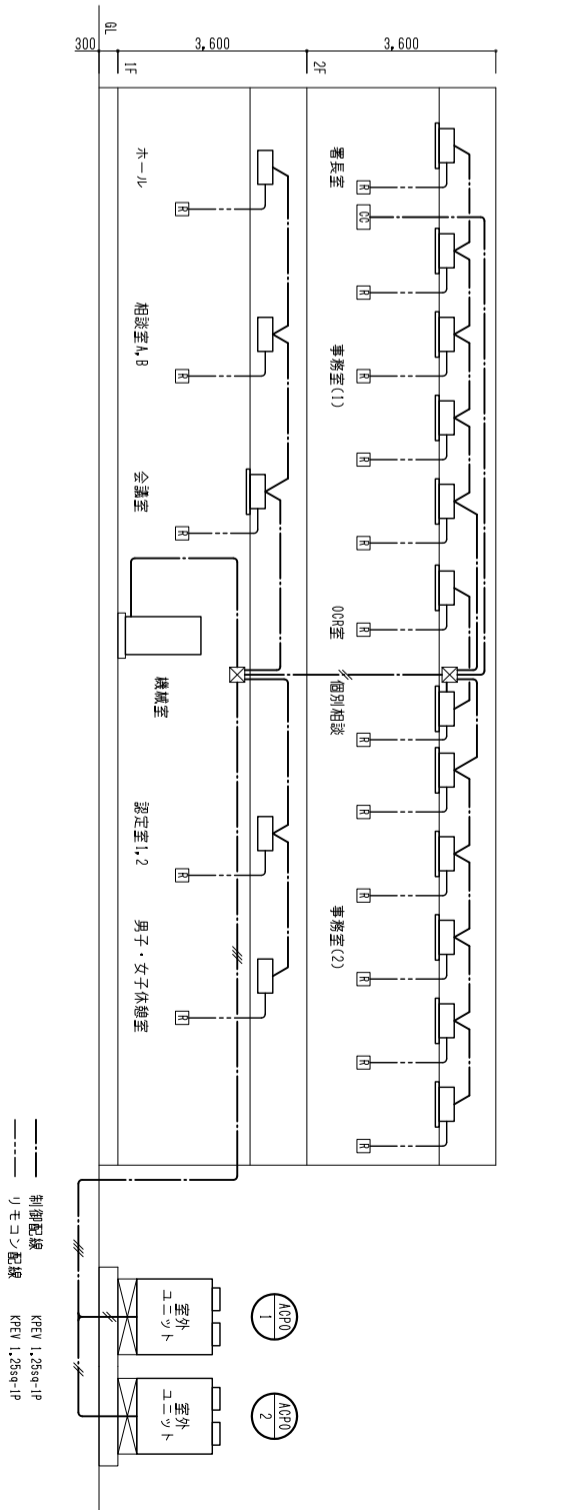
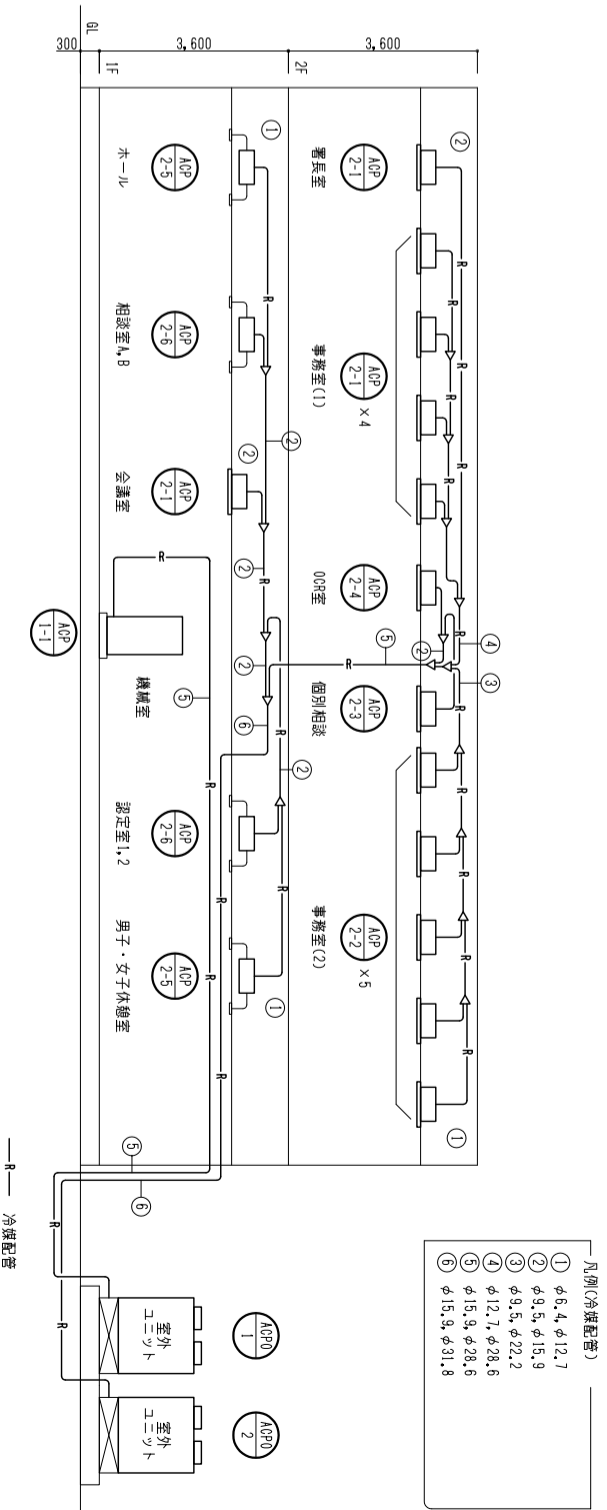


屋外機械設備平面図 S=1/200

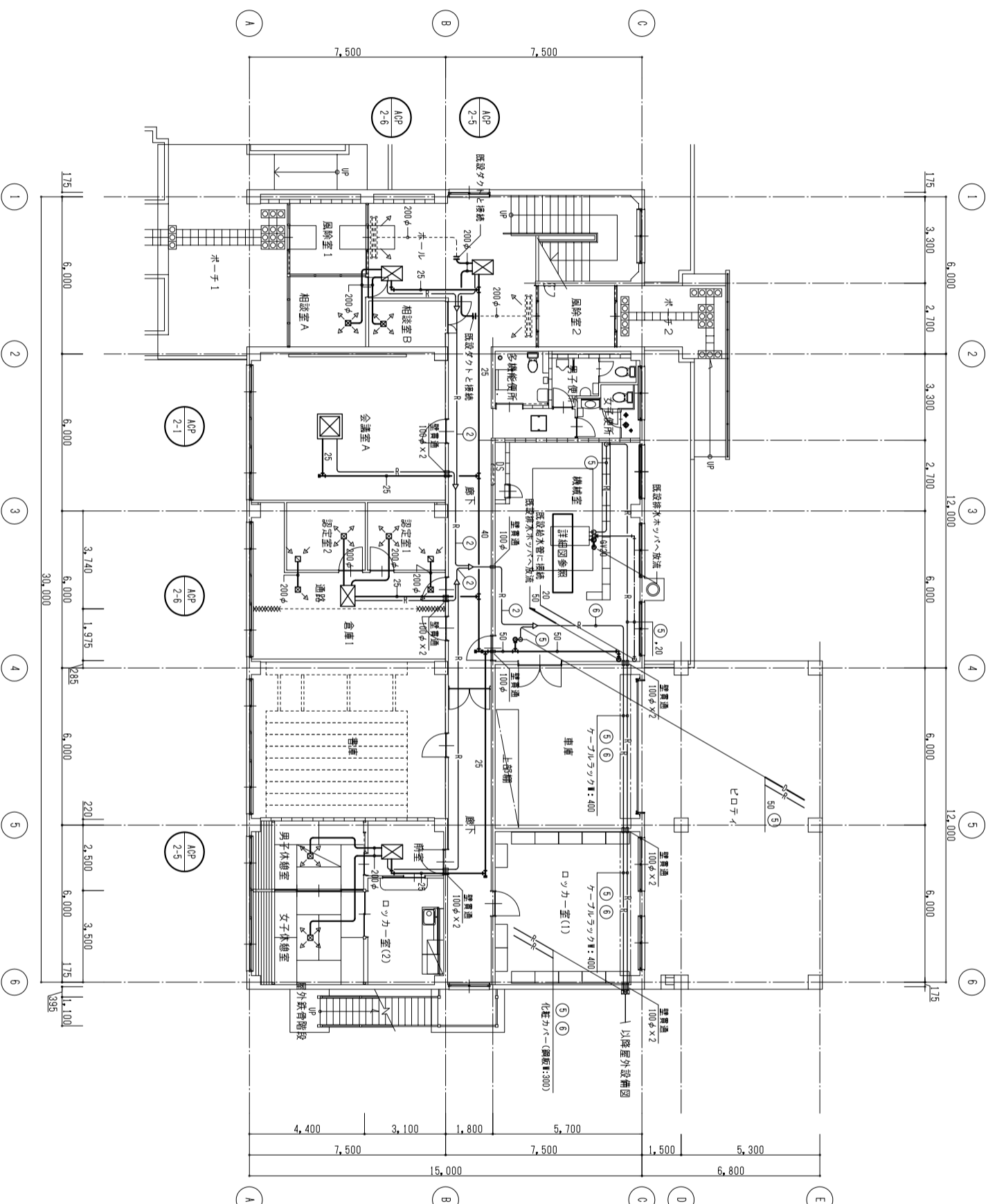


特記
地下埋設物の撤去後は埋戻しとする。
オイルタンク及び通気管は中和処理後に撤去。処分を行う。(詳細図を参照)

記号	機器名称	仕様	数量	設置場所	備考
AEV-1	全熱交換器	型式：ユニット型 室内設置 風量：5,000m ³ /h 機外静圧：150Pa 電圧：給気側 3φ200V×3.7kV 排気側 3φ200V×3.7kV 空調機と連動運転	1	1階機械室	タイキーン：WV3500AIR
6HP-1	GHPEエアコン室内機	形式：寒冷地対応低温型 燃熱消費量：都市ガス 134 44.6kWh(冷房) 冷房能力：56.0kW 暖房能力：63.0kW 低溫暖房：67.0kW 冷機：R410A 封入量：16.0kg サイズ：1,660×880×2,245h 質量：770kg 防雪フード(SUS)、防振架台付 消費電力：3φ200V×0.914kW(冷房)	1	屋外	タイキーン：6XVP5600
6HP-2	GHPEエアコン室外機	形式：寒冷地対応低温型 燃熱消費量：都市ガス 134 62.3kWh(冷房) 冷房能力：71.0kW 暖房能力：80.0kW 低溫暖房：84.0kW 冷機：R410A 封入量：16.0kg サイズ：1,660×880×2,245h 質量：800kg 防雪フード(SUS)、防振架台付 消費電力：3φ200V×1.19kW(冷房)	1	屋外	タイキーン：6XVP100
6HP-1-1	GHPEエアコン室内機	形式：床置ダクト形 暖房能力：63.0kW 風量：5,000m ³ /h 風量：5,000m ³ /h 機外静圧：200Pa 加湿器：落下浸透式 有効噴霧量：20.3kg/h 防振架台付 消費電力：3φ200V×2.18kW(冷房)	1	機械室	タイキーン：FGXVP560MR
6HP-2-1	GHPEエアコン室内機	形式：天井4方向セット形 暖房能力：8.0kW 冷房能力：7.1kW 風量：(急)22.0m ³ /min(強)17.5m ³ /min(弱)13.5m ³ /min コントロール：ロングライフコントロール パネル：標準パネル 消費電力：1φ200V×0.072kW(冷房)	6	事務室、会議室 署長室	タイキーン：FGXFP11U
6HP-2-2	GHPEエアコン室内機	形式：天井4方向セット形 暖房能力：9.0kW 冷房能力：(急)14.5m ³ /min(強)13.0m ³ /min(弱)11.0m ³ /min 風量：(急)14.5m ³ /min(強)13.0m ³ /min(弱)11.0m ³ /min コントロール：ロングライフコントロール パネル：標準パネル 消費電力：1φ200V×0.056kW(冷房)	5	事務室	タイキーン：FGXFP45U
6HP-2-3	GHPEエアコン室内機	形式：天井1方向セット形 暖房能力：4.0kW 冷房能力：3.6kW 風量：(急)9.5m ³ /min(強)7.9m ³ /min(弱)6.3m ³ /min コントロール：ロングライフコントロール パネル：標準パネル 消費電力：1φ200V×0.037kW(冷房)	1	個別相談ブース	タイキーン：FGXFP36B
6HP-2-4	GHPEエアコン室内機	形式：天井1方向セット形 暖房能力：3.2kW 冷房能力：2.8kW 風量：(急)7.5m ³ /min(強)6.5m ³ /min(弱)5.0m ³ /min コントロール：ロングライフコントロール パネル：標準パネル 消費電力：1φ200V×0.051kW(冷房)	1	OCR室	タイキーン：FGXFP28B
6HP-2-5	GHPEエアコン室内機	形式：天井埋込ダクト形(セルトイン) 暖房能力：4.0kW 冷房能力：3.6kW 風量：(急)9.5m ³ /min(強)8.0m ³ /min(弱)7.0m ³ /min コントロール：ロングライフコントロール パネル：標準パネル 消費電力：1φ200V×0.051kW(冷房)	2	ホール 男女更衣室	タイキーン：FGXSP960
6HP-2-6	GHPEエアコン室内機	形式：天井埋込ダクト形(セルトイン) 暖房能力：3.2kW 冷房能力：2.8kW 風量：(急)9.0m ³ /min(強)7.5m ³ /min(弱)6.5m ³ /min コントロール：ロングライフコントロール パネル：標準パネル 消費電力：1φ200V×0.052kW(冷房)	2	相談室、認定室	タイキーン：FGXSP280
00	集中管理コントローラ	機能：複数のグループ制御を一括して操作・設定が可能。 リモコン単位で個別操作も可能。 個別一括の運転/停止、温度設定及び操作・監視が可能。	1	2階事務室	
R	リモコンスイッチ	形式：液晶ディスプレイ 機能：設定温度自動復帰、温度範囲制限、スケジュールタイマ	*	各室内機に1台	



ホール	
BLD-1500	2
既設	
相読室B	
WHS-200×200	1
新設	
相読室A	
WHS-200×200	1
新設	
読定室1	
WHS-200×200	1
新設	
読定室1	
WHS-200×200	1
新設	
読定室2	
WHS-200×200	1
新設	
読定室2	
WHS-200×200	1
新設	
通路	
W-200×200	2
新設	



1階平面図 S=1/100

男子休憩室	
WHS-200×200	1
新設	
女子休憩室	
WHS-200×200	1
新設	

配管凡例

— R — 冷媒管

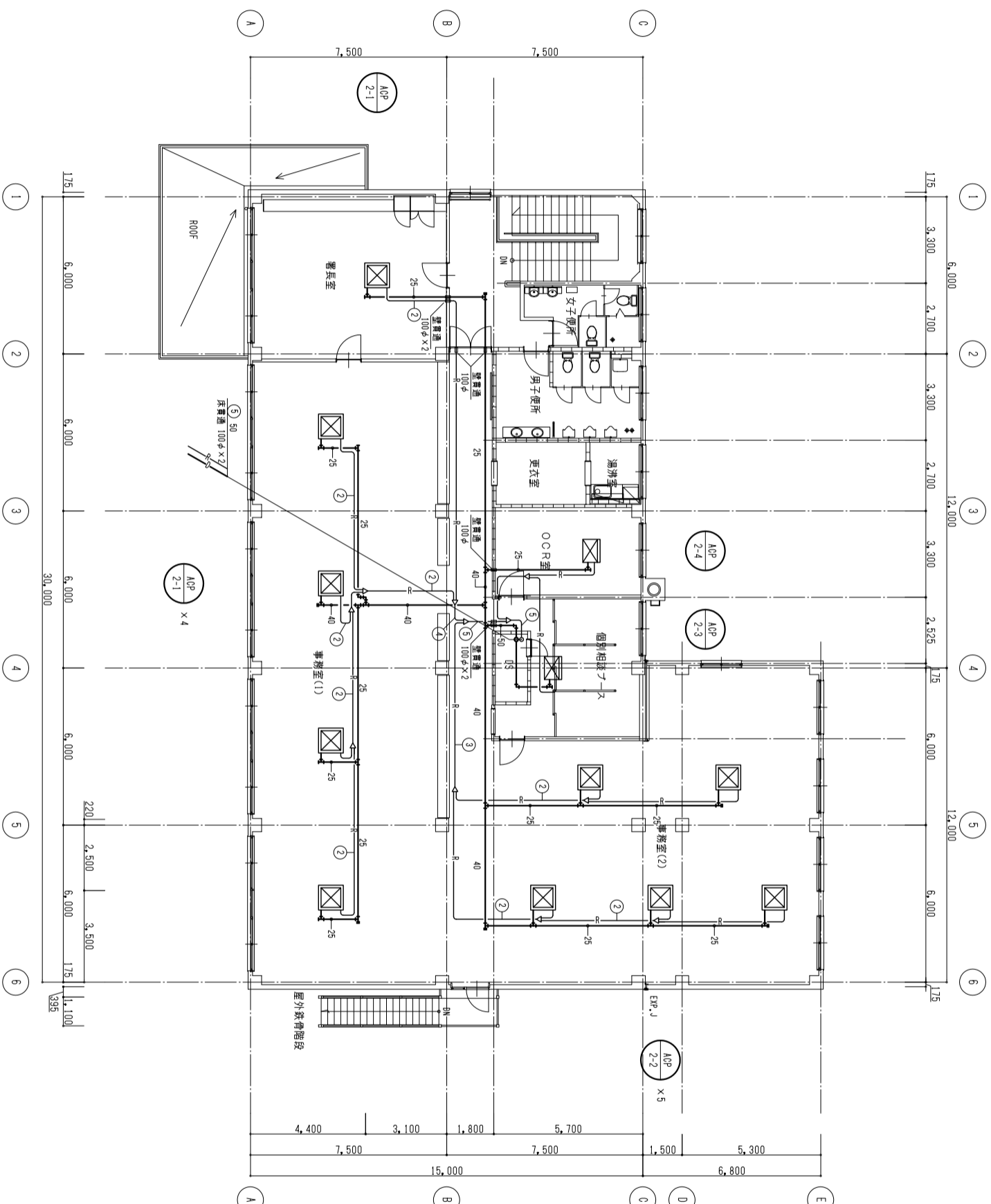
— F — フレック管(硬質塩化ビニル管)

— G — 給水管(ステンレス鋼管)

冷媒管凡例 記入なき場合は①とする。

①	ガス管	φ6.4φ	液管	φ12.7φ	→7コイル
②		φ9.5φ		φ15.9φ	→7コイル
③		φ9.5φ		φ22.2φ	
④		φ12.7φ		φ28.5φ	
⑤		φ15.9φ		φ28.5φ	
⑥		φ15.9φ		φ31.8φ	

特記
各室内隔断には点検口(600×600)を設けること。
並置扉は構造はつりとする。また、昇降扉はモルタル等で充填する。



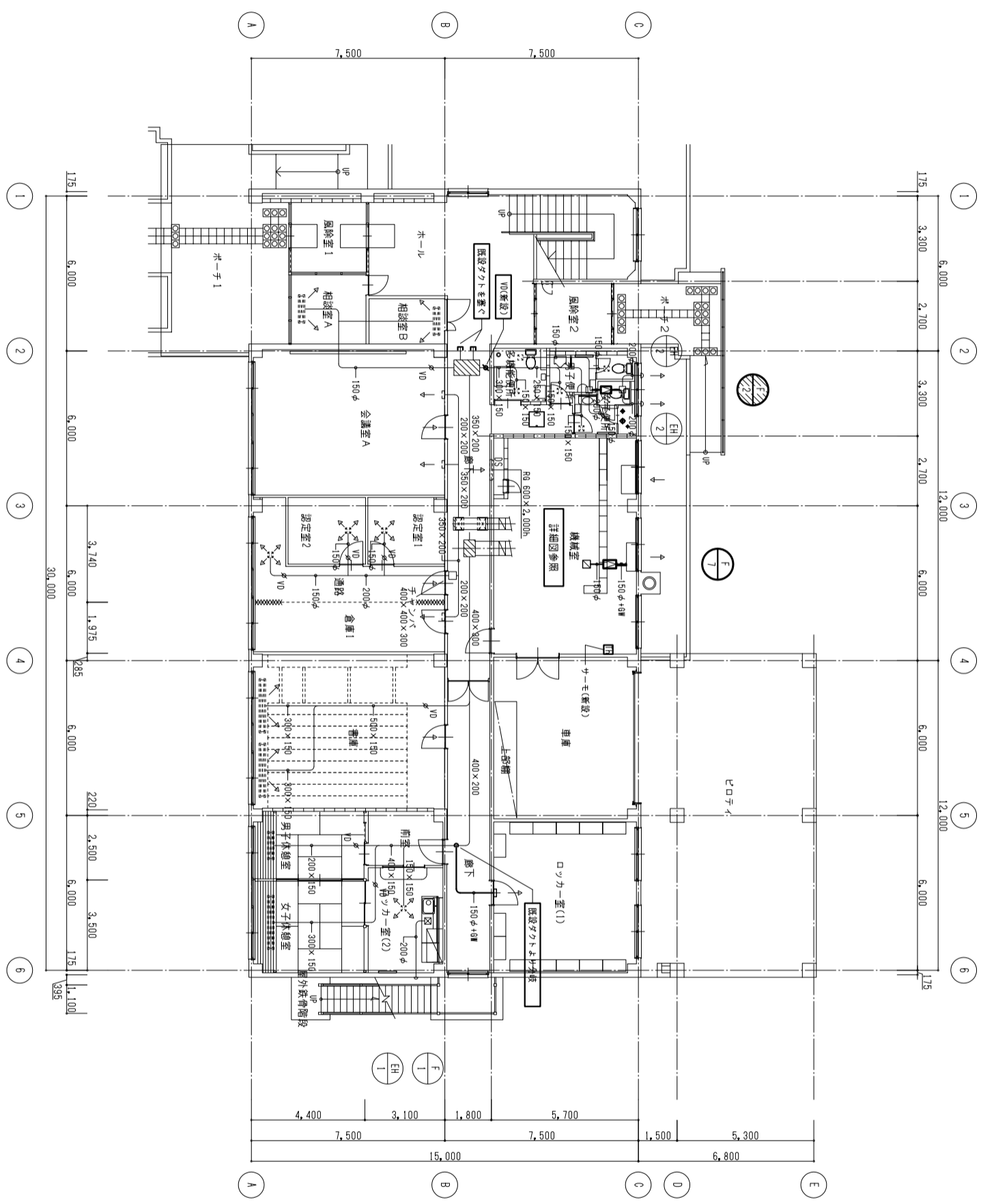
2階平面図 S=1/100

記号	名称	面積 (㎡)	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
①	ガラス	6.4φ	12.7φ	△7.0φ
②	ガラス	9.5φ	15.9φ	△7.0φ
③	ガラス	9.5φ	22.2φ	△7.0φ
④	ガラス	12.7φ	28.5φ	△7.0φ
⑤	ガラス	15.9φ	28.5φ	△7.0φ
⑥	ガラス	15.9φ	31.8φ	△7.0φ

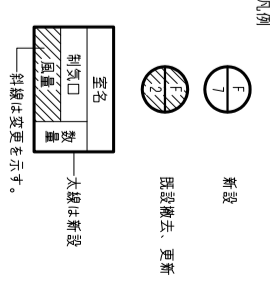
特記
各室内扉廻りには点検口(600×600)を設けること。
並置扉は棟材はつりとする。また、扉周囲はモルタル等で充填する。

新設・更新機器表			
記号	機器名	仕様	数量
F-2	1階用排気ファン	210m ³ /h×150Pa 1φ100V×50Hz 低騒音型	1
F-7	機械室排気ファン	500m ³ /h×80Pa 1φ100V×50Hz (強) 低騒音型	1
Th	サーモスタット	運転・切・運転 切替式 tC~40℃	1

男子便所	WHS-200×150	1
男子便所	QVS-200×200	1
女子便所	WHS-200×150	1
女子便所	QVS-200×200	1
多機能便所	WHS-150×100	1
多機能便所	QVS-200×200	1
相談室B	不明	1
相談室A	BLS-1000	1



会議室A	WHS-300×200	2
会議室A	BLD-2000	2
予定室1	WHS-200×200	1
予定室2	WHS-200×200	1
通路	WHS-200×100	1
機械室	QVS-300×300	1
女子休憩室	BLD-1500	1
女子休憩室	QVS-250×200	1
男子休憩室	WHS-150×150	1
男子休憩室	QVS-200×100	1
倉庫1	WHS-300×200	1
倉庫1	BLD-2000	2



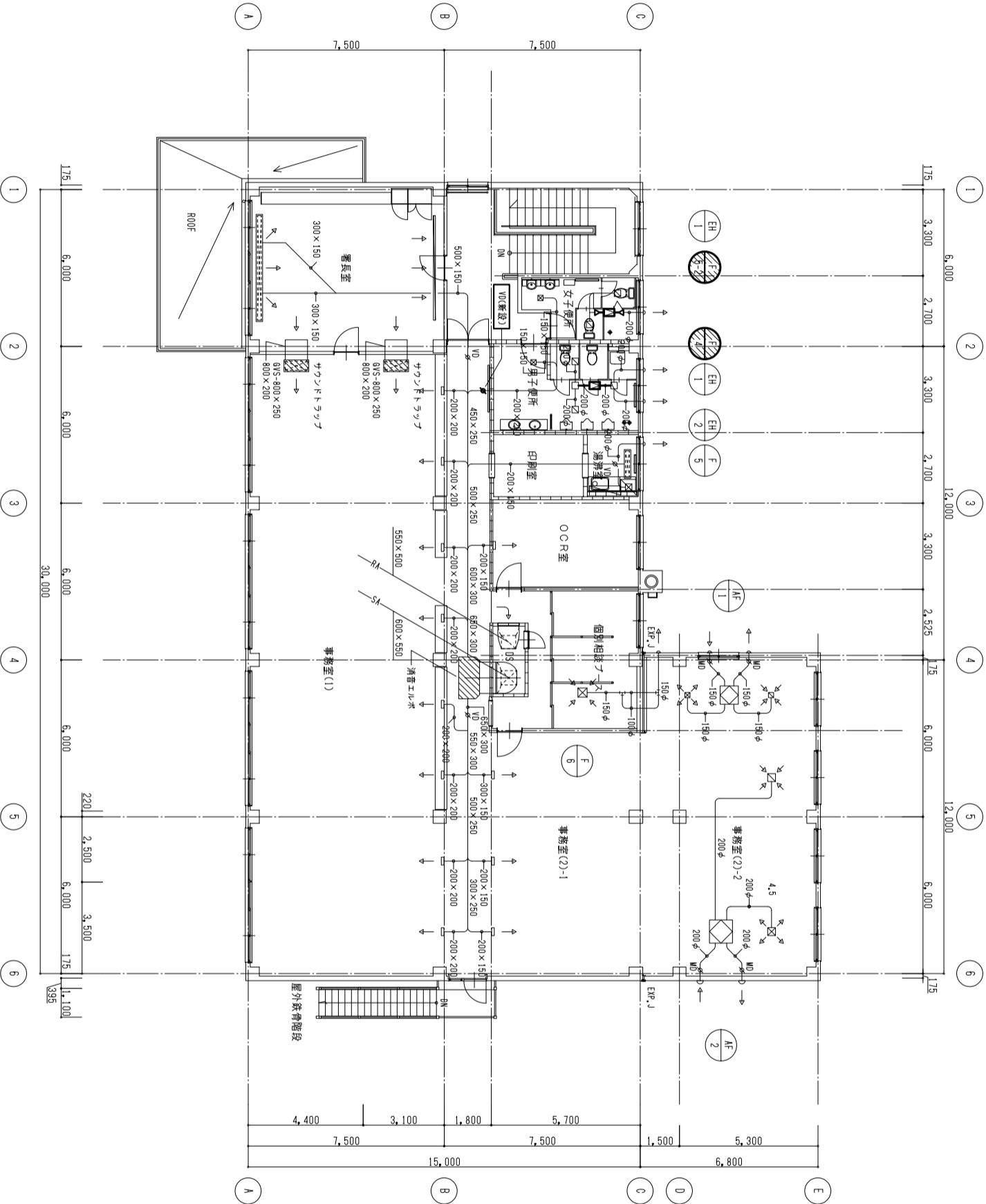
1階平面図 S=1/100

特記
図示の機器及びタクト類を改修する。

新設・更新機器表

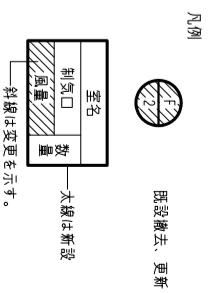
記号	機器名	仕様	数量	備考	参考
F-4	2階男子便所床下ファン	210m³/h×150Pa 1φ100V×52W (弱)	1	ダクト径：200φ	型式：DVC-25H
F-5-2	2階女子便所床下ファン	80m³/h×160Pa 1φ100V×52W (強)	1	ダクト径：150φ	型式：DVC-20H

女子便所	WHS-150×150	1
女子便所	QVS-200×150	2
男子便所	WHS-150×150	1
男子便所	QVS-250×250	2
更衣室(湯洗室)	BLD-1000	1
相談室	WHS-250×150	1
番長室	BLD-4000	1
事務室(1)①~④	WHS-300×200	4
事務室(1)⑤~⑥	WHS-400×200	4



2階平面図 S=1/100

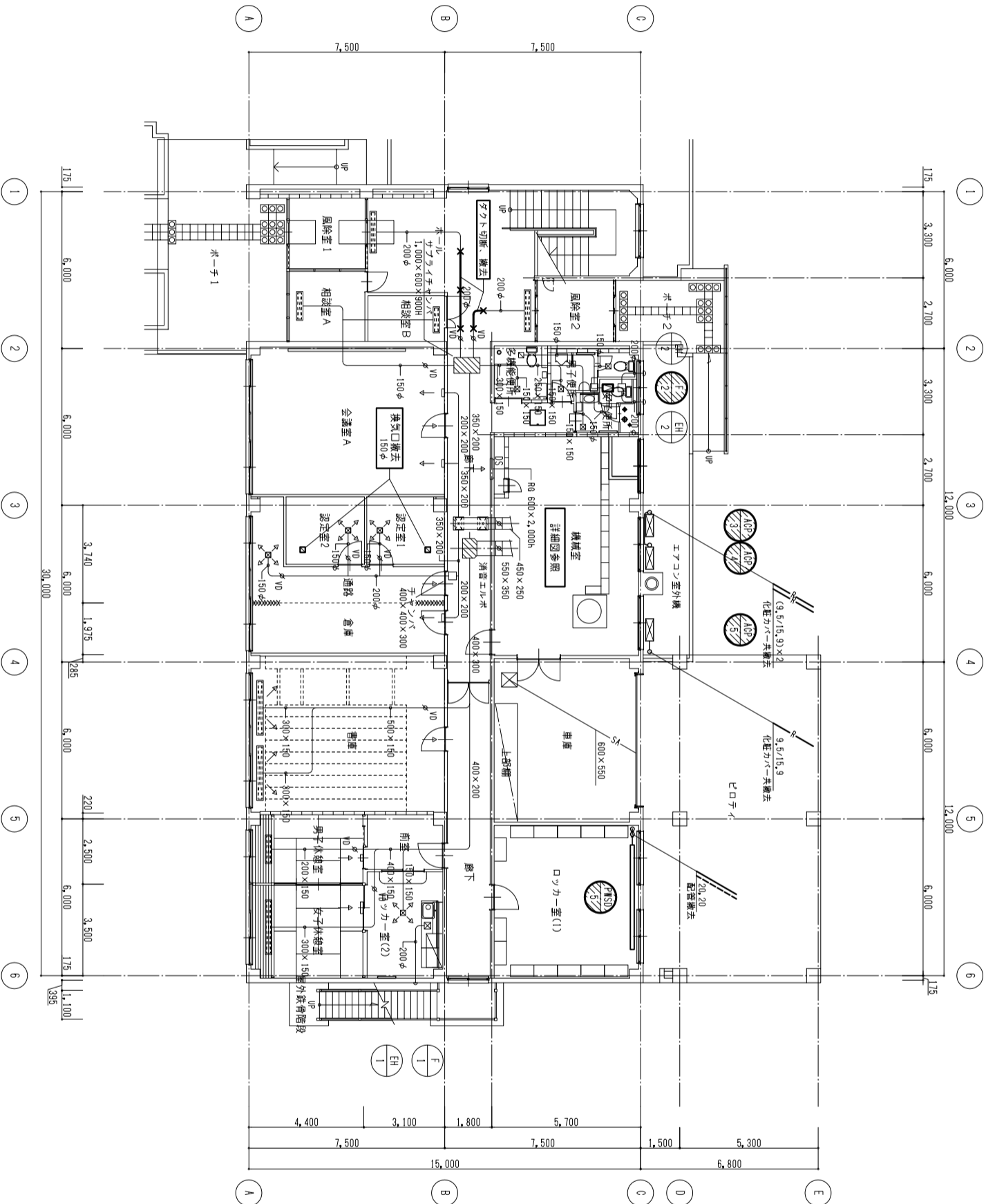
事務室(2)-2	WHS-150×150	1
事務室(2)-2	130m³/h	
事務室(2)-2	QVS-150×150	1
事務室(2)-2	130m³/h	
事務室(2)-2	WHS-250×250	1
事務室(2)-2	460m³/h	
事務室(2)-2	QVS-250×250	1
事務室(2)-2	460m³/h	
事務室(2)-1	WHS-300×150	1
事務室(2)-1	110m³/h	
事務室(2)-1	WHS-300×150	2
事務室(2)-1	110m³/h	



特記
図示の機器及びダクト類を改修する。

記号	機器名	仕様	サイズ・質量	数量	備考
F-2	専用排気ファン	1φ100V×0.4kW	消音ボックス付	12kg	
AOP-3	エアコン室外機	冷房専用 冷房：16 kW 冷媒：R22 充填量 3.9kg	壁掛形	880×320×1,350H 106kg	1
AOP-4	エアコン室外機	冷房専用 冷房：16 kW 冷媒：R22 充填量 3.9kg	壁掛形	880×320×1,350H 106kg	1
AOP-5	エアコン室外機	冷房専用 冷房：16 kW 冷媒：R22 充填量 3.9kg	壁掛形	880×320×1,350H 106kg	1
PN5D-5	パネルヒーター	温水 暖房：2,300kcal/h	タイル片面タイプ付き	4,000×120×210H 5kg	1

男子便所	WHS-200×150	1	210m ³ /h
男子便所	WHS-200×200	1	255m ³ /h
女子便所	WHS-200×150	1	205m ³ /h
女子便所	WHS-200×200	1	255m ³ /h
多機能便所	WHS-150×100	1	100m ³ /h
多機能便所	WHS-200×200	1	250m ³ /h
ホール	BLD-1500	2	520m ³ /h
相談室B	不明	1	
相談室A	BL-S-1000	1	210m ³ /h



1階平面図 S=1/100

会議室A	WHS-300×200	2	470m ³ /h	ロッカー室(1)	WHS-150×150	1	200m ³ /h
会議室B	WHS-300×200	1	470m ³ /h	男子休憩室	BLD-1000	1	280m ³ /h
図書	BLD-2000	2	560m ³ /h	女子休憩室	BLD-1500	1	560m ³ /h
倉庫	WHS-300×200	1	470m ³ /h	女子休憩室	BLD-1500	1	560m ³ /h
通路	WHS-200×100	1	70m ³ /h				
図書	BLD-2000	2	560m ³ /h				

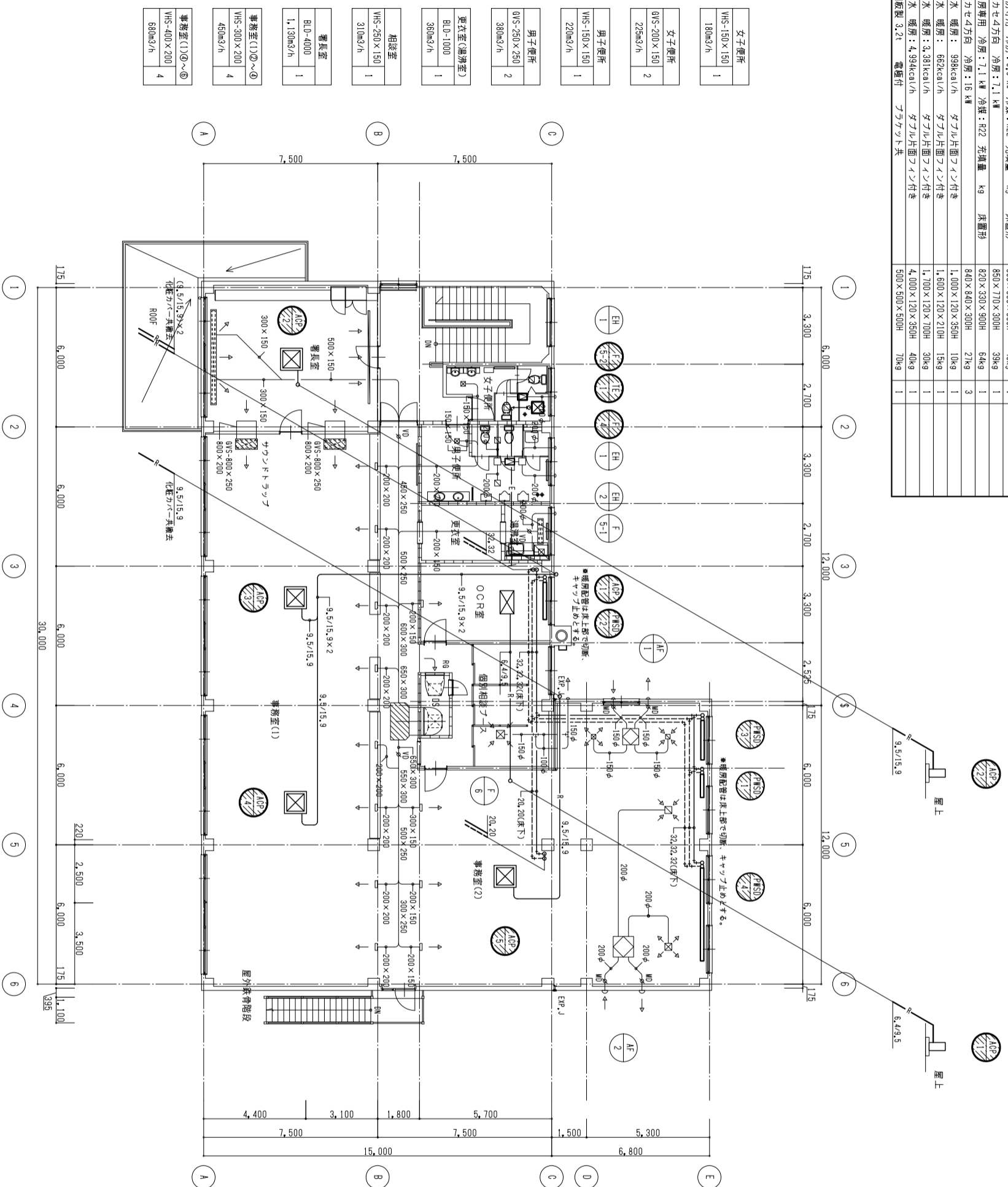
凡例



撤去機器

特記
図示の機器及び配置を撤去する。(機器配置は露出部のみとする。)
エアコンは室外機～室内機間の外設置・ドレン管・電源線等を各自すべてを撤去する。

記号	機器名	仕様	サイズ・質量	数量	備考
F-4	便所排気ファン	1φ100V×0.4kW	消音ボックス付	12kg 1	
F-5-2	便所排気ファン	450mmφ×150mmH20	1φ100V×0.1kW 消音ボックス付	12kg 1	
AOP-1	エアコン室内機	天井用 冷房：5.0kW 冷熱：R22 充填量 49kg	1,060×660×200H 33kg	1	
AOP-2	エアコン室内機	天井用 冷房：5.0kW 冷熱：R22 充填量 49kg	800×350×690H 49kg	1	
AOP-3	エアコン室内機	天井用 冷房：7.1kW 冷熱：R22 充填量 64kg	850×770×300H 39kg	1	
AOP-3-5	エアコン室内機	天井用 冷房：7.1kW 冷熱：R22 充填量 64kg	820×330×300H 64kg	1	
PMSD-1	パネルヒーター	温水 暖房：998kcal/h	タイル片面インソ付	1,000×120×350H 10kg	1
PMSD-2	パネルヒーター	温水 暖房：662kcal/h	タイル片面インソ付	1,600×120×210H 15kg	1
PMSD-3	パネルヒーター	温水 暖房：3,381kcal/h	タイル片面インソ付	1,700×120×210H 30kg	1
PMSD-4	パネルヒーター	温水 暖房：4,934kcal/h	タイル片面インソ付	4,000×120×350H 40kg	1
TE	誘導サイン	電線径φ3.2t 電機付	ラケット 500×500×300H 10kg	1	



女子便所	WHS-150×150	1	180mm ² /h
女子便所	ONS-200×150	2	225mm ² /h
男子便所	WHS-150×150	1	220mm ² /h
男子便所	ONS-250×250	2	380mm ² /h
更衣室(湯沸室)	BLD-1000	1	360mm ² /h
相談室	WHS-250×150	1	310mm ² /h
番長室	BLD-4000	1	1,130mm ² /h
事務室(1)①~④	WHS-300×200	4	450mm ² /h
事務室(1)⑤~⑥	WHS-400×200	4	680mm ² /h

事務室(2)	WHS-150×150	1	130mm ² /h
事務室(2)	ONS-150×150	1	130mm ² /h
事務室(2)	WHS-250×250	1	460mm ² /h
事務室(2)	ONS-250×250	1	460mm ² /h
事務室(2)	WHS-300×150	1	280mm ² /h
事務室(2)	WHS-300×150	2	350mm ² /h

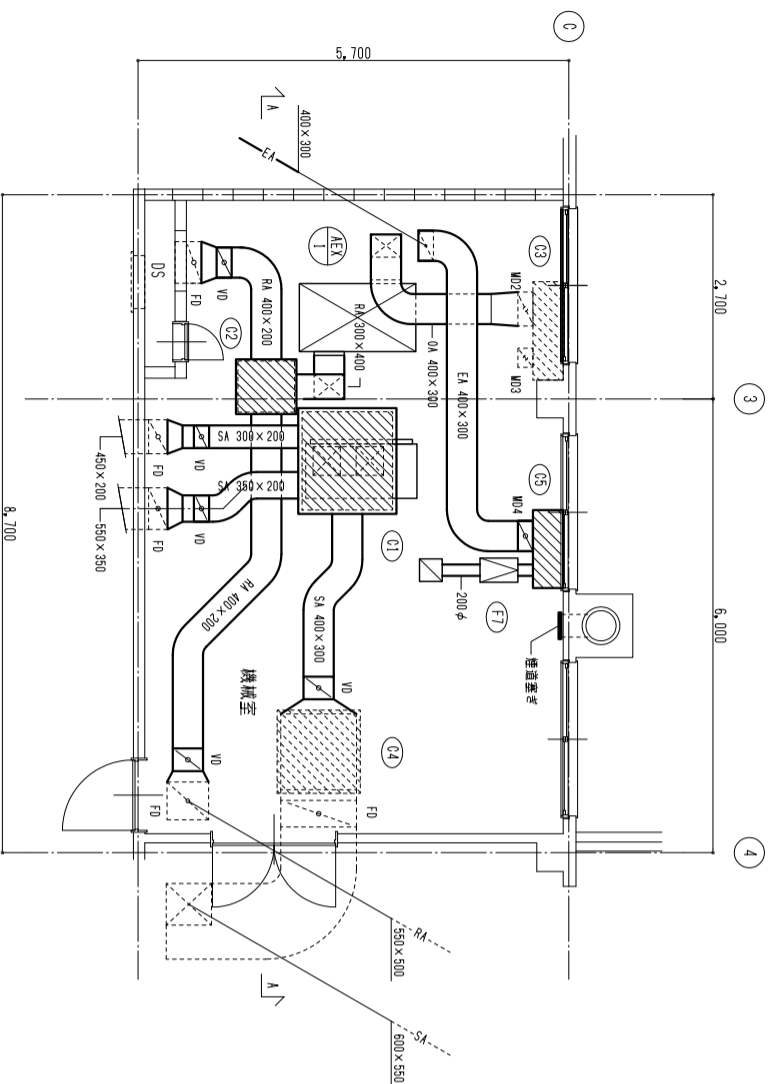
2階平面図 S=1/100

凡例



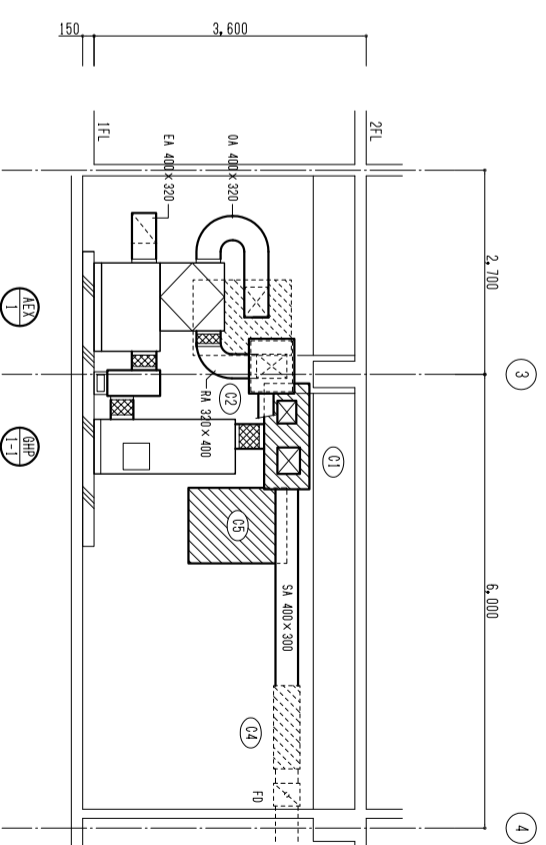
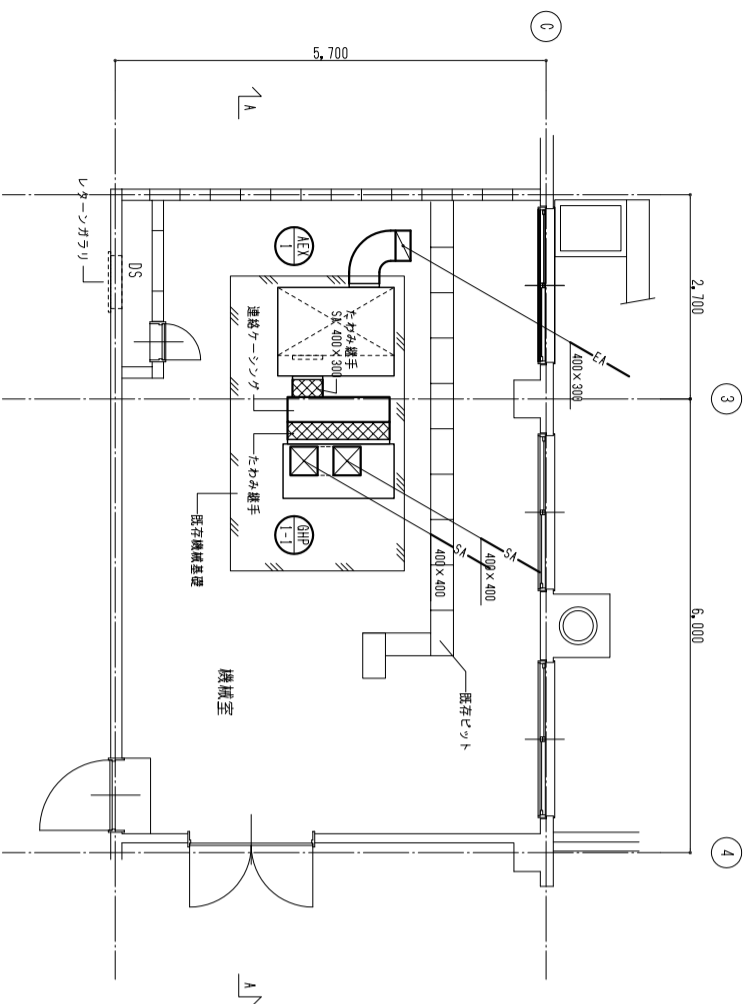
撤去機器

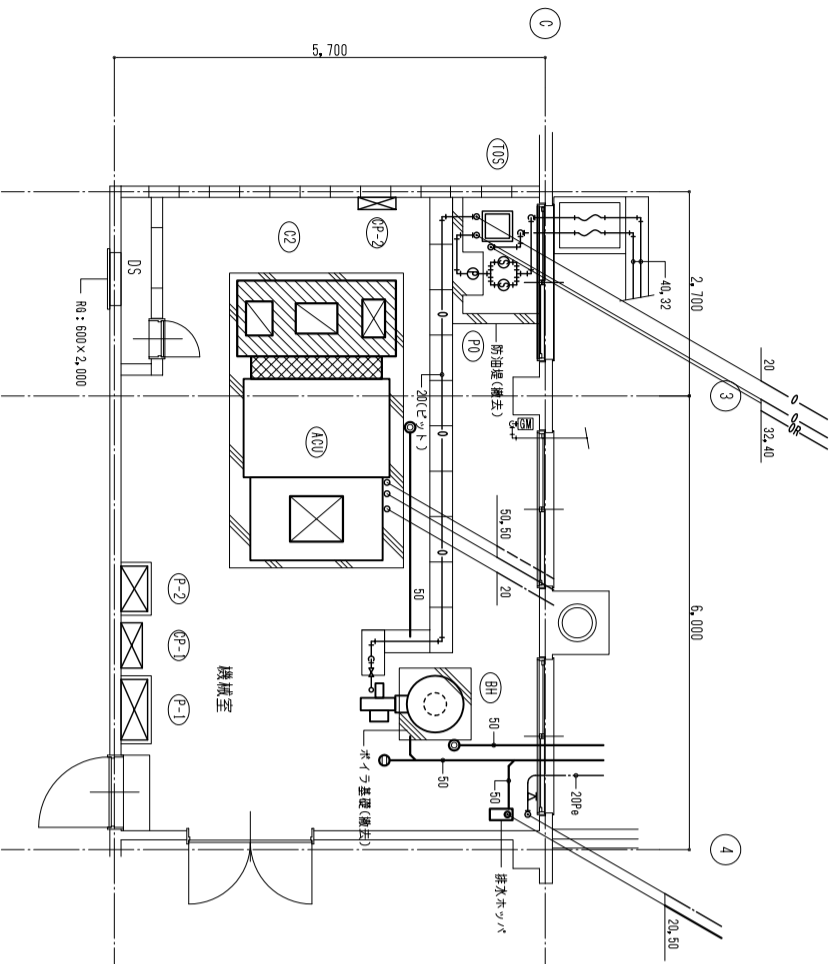
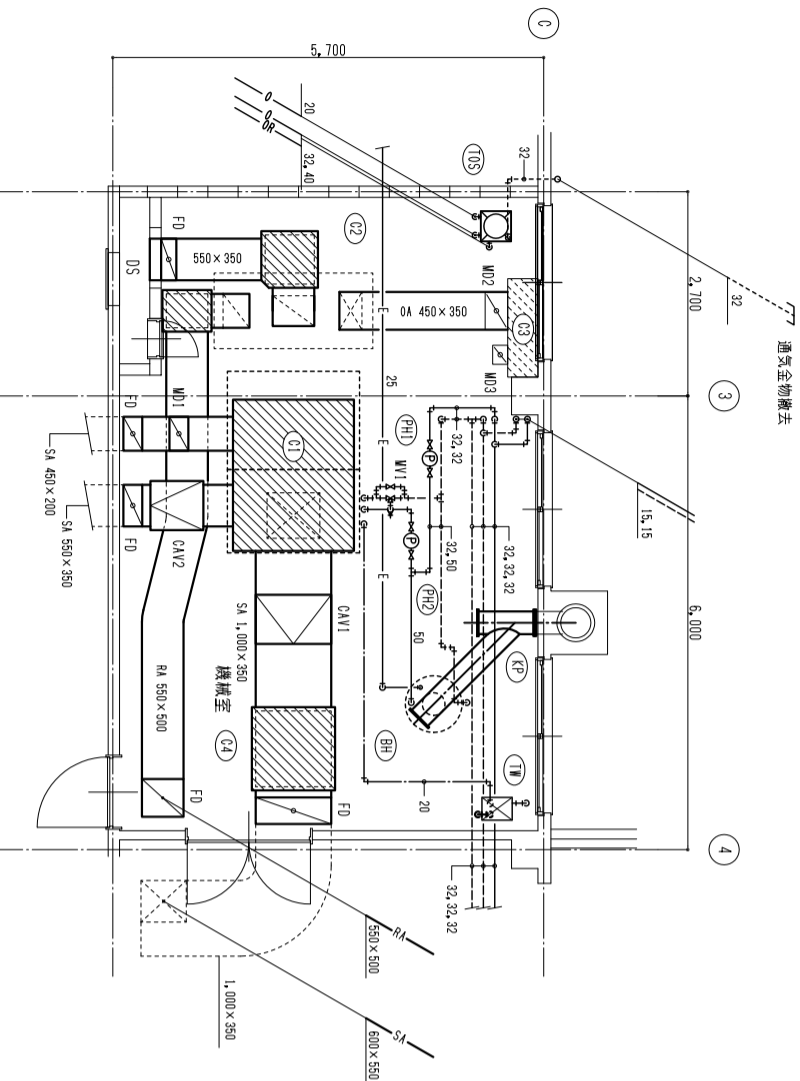
特記
図示の機器及び配管を撤去する。(暖房配管は露出部のみとする。)
エアコンは室外機～室内機間の外観を、ドレン管・電源線等を各自すべてを撤去する。
屋上への冷媒配管等は撤去後、適切な防水処理を施すこと。



寸法・質量は参考

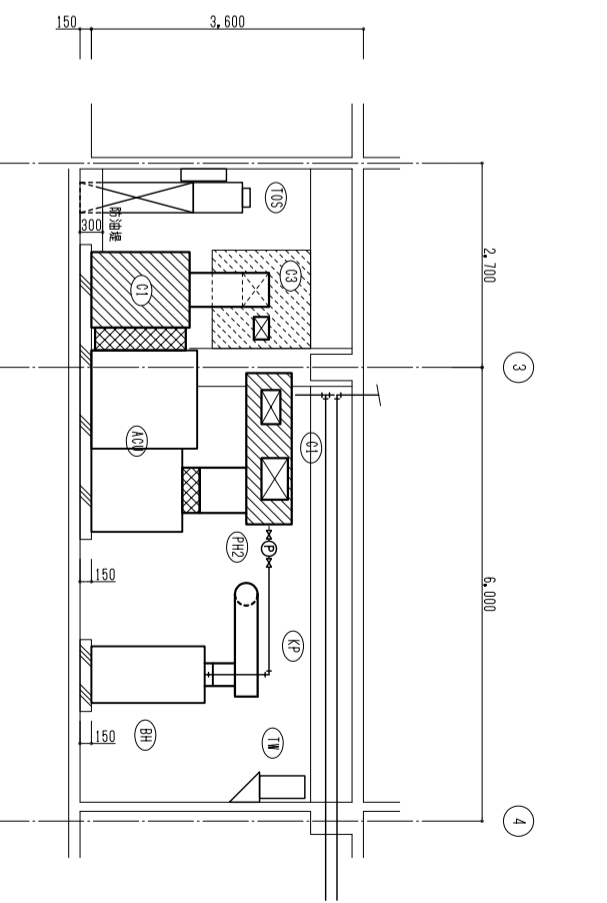
記号	機器名称	仕様	数量	備考
AE1-1	全熱交換器	型式：ユニット型 屋内床置形 サイズ：1,560×1,170×1,725H 質量：440kg	1	
GHP-1-1	GHPエアコン室内機	型式：床置ダクト形 サイズ：1,470×720×1,870H 質量：281kg		
C1	サツライチファン	サイズ：1,400×1,300×600H×0.8t 消費内貼：0M50t 点検口：500×500	1	
C2	レターチファン	サイズ：800×800×600H×0.8t 消費内貼：0M25t 点検口：500×500	1	
C3	O.A.ファン	サイズ：1,100×600×1,400H 保溫 中仕切付 点検口：500×500	1	既設
C4	消音チファン	サイズ：1,100×600×1,400H	1	既設
C5	排気チファン	サイズ：1,100×400×1,400H×0.8t 保溫：0M25t 点検口：500×500	1	建具改造 カラリは建具工事
C6	連絡ターシャ	サイズ：1,380×380×750H×1.0t 架台共 点検口：300×500	1	
W02	電動ファン	寸法：450×350	1	既設
W03	電動ファン	全熱交換器と連動 寸法：300×200	1	既設
W04	電動ファン	機械室排気ファン(F-1)と連動 寸法：400×300	1	





寸法・質量は参考

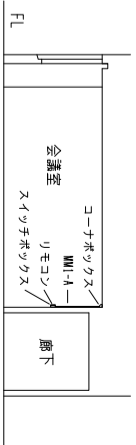
記号	機器名称	仕様	数量	備考
BH	温水ポンプ	暖房用 定格出力: 200,000cal/h ベータ: ガンタイプ A重油焚 燃料消費量: 寸法・質量: 750φ×1,500H 300 kg 電源: 3φ200V×0.72 kW	1	取組: SK-2004XA
KP	煙道	鋼板製 300φ×3.2 断熱 RH15t	1	
TOS	油サージスタック	容量: 90L	1	
P0	油ポンプ	寸法・質量: タンク 400×400×650H 架台 450×450×1,500H 100 kg 形式: キヤボンク 口径15φ×131/φ11×3.0kg/cm ² 3φ200V×0.4 kW	1	
P01	温水循環ポンプ	形式: ライン型 口径20φ×211/φ11×3.0m 1φ100V×0.1 kW 質量: 11 kg	1	
P02	温水循環ポンプ	形式: ライン型 口径40φ×160/φ11×5.0m 3φ200V×0.25 kW 質量: 24 kg	1	
ACU	ユニット型空気調和機	形式: 水平形 加熱能力: 95,800cal/h 風量: 14,000m ³ /h 加湿器: 水加圧噴霧式 有効加湿量: 20.3g/h 凍結防止ヒータ: 1φ200V×1.0kW サーマ付 電源: 3φ200V×5.5 kW 寸法・質量: コアレス 1,730×1,060×1,200H 450kg	1	
C1	サライヤチャンバ	寸法: 2,000×1,600×800H 消音内張 点検口 500×500	1	
C2	ミキソングチャンバ	寸法: 1,000×2,100×1,300H 消音内張 点検口 500×500	1	
C3	OAチャンバ	寸法: 1,100×600×1,400H 保温 点検口 500×500	1	残置
T	加湿用水槽	寸法・質量: 300×400×500H×1,21 80 kg SUS製 フラット共 電機・ホルタツ付	1	
CAN1	定風量ファン	設定風量: 8,000m ³ /h	1	
CAN2	定風量ファン	設定風量: 4,040m ³ /h	1	
WD1	電動ファン	寸法: 450×250	1	
WD2	電動ファン	寸法: 450×350	1	残置
WD3	電動ファン	寸法: 300×200	1	残置
P-1	動力制御盤	寸法・質量: 800×350×1,950H	1	
P-2	制御制御盤	寸法・質量: 600×350×1,950H	1	
OP-1	空調制御盤	寸法・質量: 600×280×300H	1	
OP-2	セラチエエルコン	寸法・質量: 500×150×600H	1	



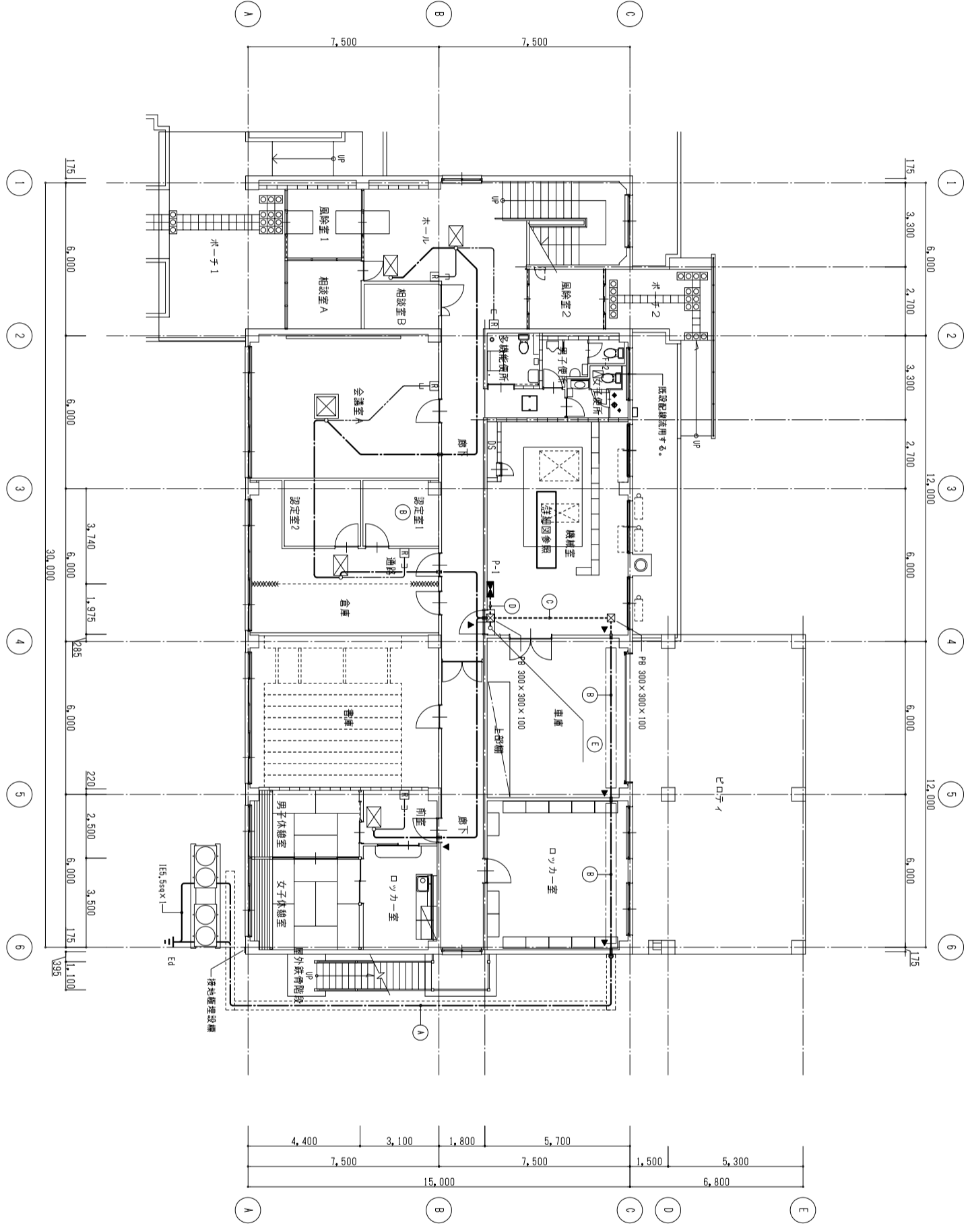
図示の機器類を撤去する。
機械室は不イテ基礎、前泊堤は撤去する。
タクト類は印を真置し、F0以降の機器側タクト、付風品を撤去する。
OAチャンバ及びWD3は真置する。

配置類は機械室内の露出部(ピット内も)はすべて撤去する。(床下排水管は真置する。)
追ってスラング、ホース、油配管等は中和洗浄を行う。
電気制御盤類及び露出電気配管はすべて撤去する。別図参照

Ⓐ	055, 55a-30×2 KPEV1, 25sq-1P×3	併用制御
Ⓑ	055, 55a-30×2 KPEV1, 25sq-1P×3	ラック
Ⓒ	055, 55a-30(C25)×2 KPEV1, 25sq-1P×3(E31)	
Ⓓ	055, 55a-30(C25)×2 KPEV1, 25sq-1P×3(E31)	
Ⓔ	055, 55a-30(C25)×2 EFF1, 6-30(C0稼働)×2(E31)	
Ⓕ	EFF1, 25sq-1P(E19)	
Ⓖ	EFF1, 6-30(C0稼働)(E19) KPEV1, 25sq-1P×2(E31)	



リモコンスイッチ取付要領 S=1/100

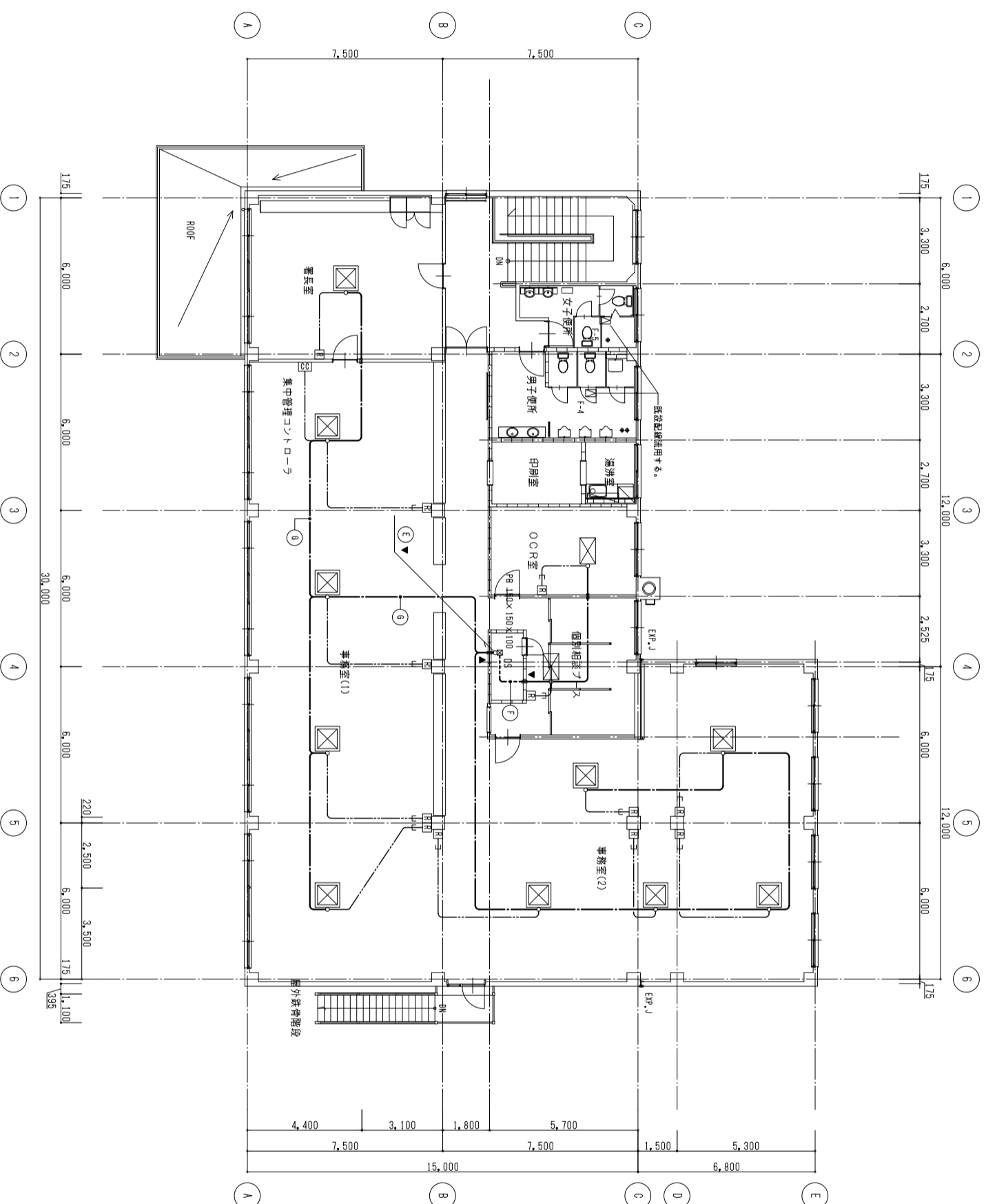


1階平面図 S=1/100

- 凡例
- Ⓒ 集中管理コントローラ
 - Ⓓ リモコンスイッチ
 - ▲ 機械はコリ... 冷暖管共通と共用する
- 特記なき場合は下記とする。
- 制御線 KPEV1, 25sq-1P, EFF1, 6-30 天井
 - リモコン線 KPEV1, 25sq-1P 天井
 - 壁立下保線管 (MW-A) 露出

特記
屋外配線中継装置はM-02図を参照のこと。

①	EEF1.6-30C(CB接地) (E19)
	KPEV1.25sq-1P×2 (E31)
②	EEF1.6-30C(CB接地) (E19)
	KPEV1.25sq-1P (E19)
③	EEF1.6-30C(CB接地) } 天井
	KPEV1.25sq-1P×2

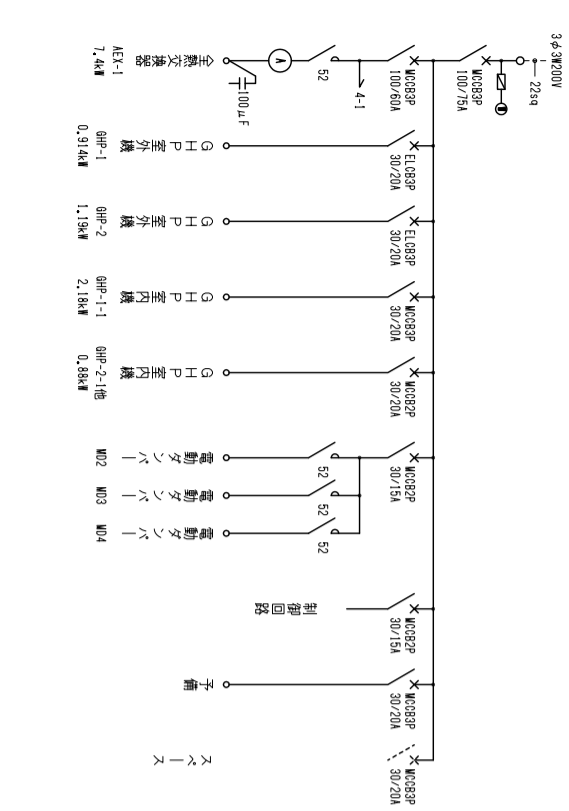


2階平面図 S=1/100

- 凡例
- ① 集中管理コントローラ
 - ② リモコンスイッチ
 - ▲ 機械はコリ… 冷暖管貫通と共用する
- 特記なき場合は下記とする。
- 制御線・電源線 KPEV1.25sq-1P, EEF1.6-30 天井
 - リモコン線 KPEV1.25sq-1P 天井
 - 壁立下保線管 (M1-A) 露出

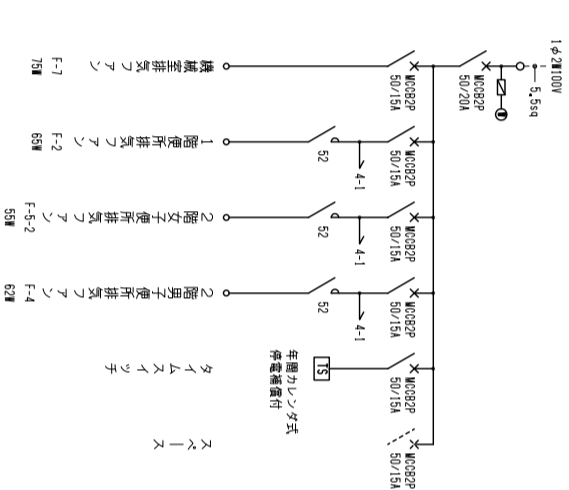
制御盤名称	P-1
キャビネット形式	V
種別	常用
電気方式	相・線 3φ3W 電圧 200V
負容量	12.6kW
定格電流	75A
主幹器具	定格遮断電流 10kA以上

注)
全熱交換機AEX-1はGHP-1-1と連動する。
電動ファン(WD2)はAEX-1と連動"閉"とする。但しAEX-1起動後30min以上遅れとする。
電動ファン(WD3)はF-1と連動"閉"とする。
電動ファン(WD4)はWD3と連動する。

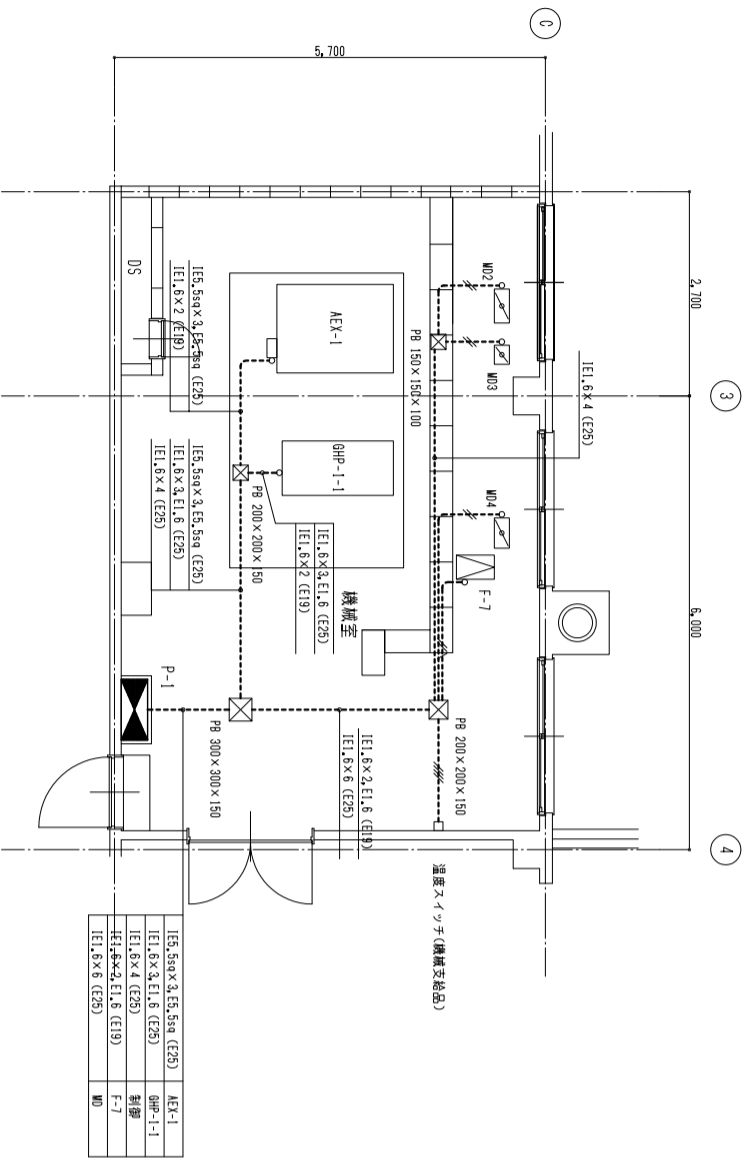
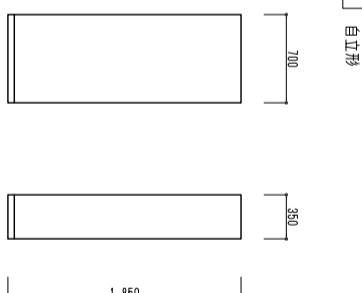


動力制御盤P-1E同一盤とする。	
種別	常用
電気方式	相・線 1φ2W 電圧 100V
負容量	0.28kW
定格電流	20A
主幹器具	定格遮断電流 5kA以上

注)
機械室排気ファンはサーモスタッチによる連動
定所排気ファンはタイマスタッチによる連動

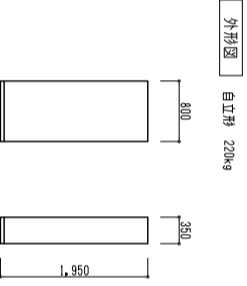
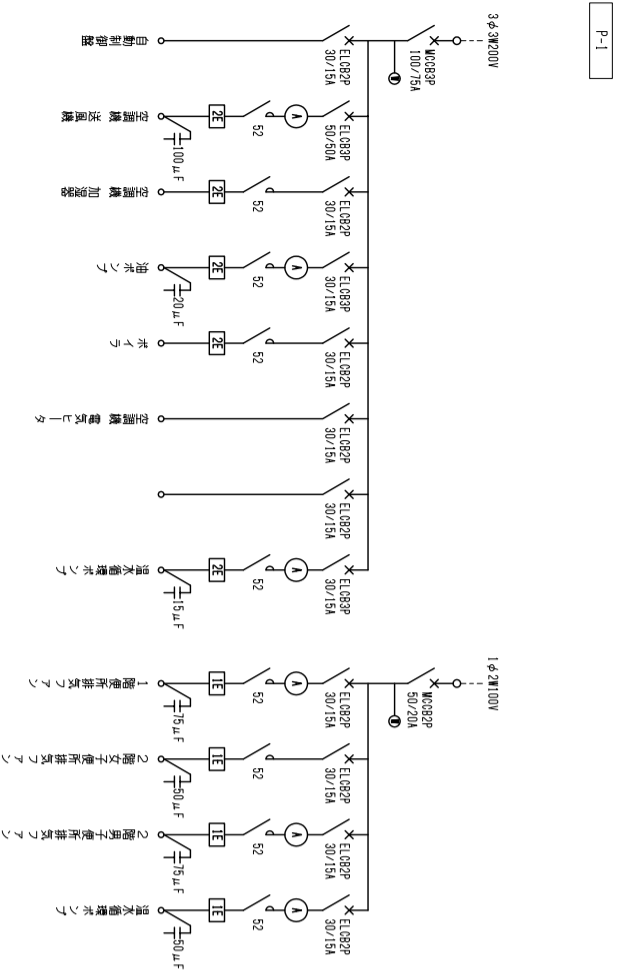


外形図

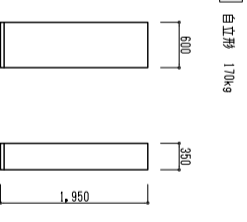
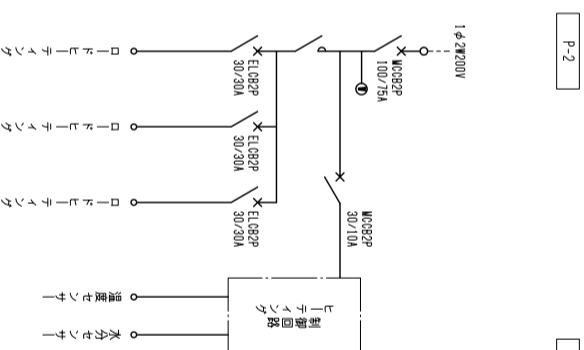


155.5x3.5x3.5 (E25)	AEX-1
155.5x3.5x3.5 (E25)	GHP-1-1
155.5x3.5x3.5 (E25)	GHP-1
155.5x3.5x3.5 (E25)	GHP-2
155.5x3.5x3.5 (E25)	GHP-1-1
155.5x3.5x3.5 (E25)	GHP-2-1
155.5x3.5x3.5 (E25)	F-7
300x300x150	P-1
155.5x3.5x3.5 (E25)	155.5x3.5x3.5 (E25)
155.5x3.5x3.5 (E25)	155.5x3.5x3.5 (E25)
155.5x3.5x3.5 (E25)	155.5x3.5x3.5 (E25)

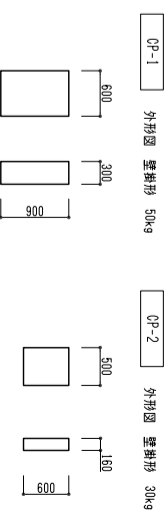
特記



外形図 自立形 220kg



外形図 自立形 170kg

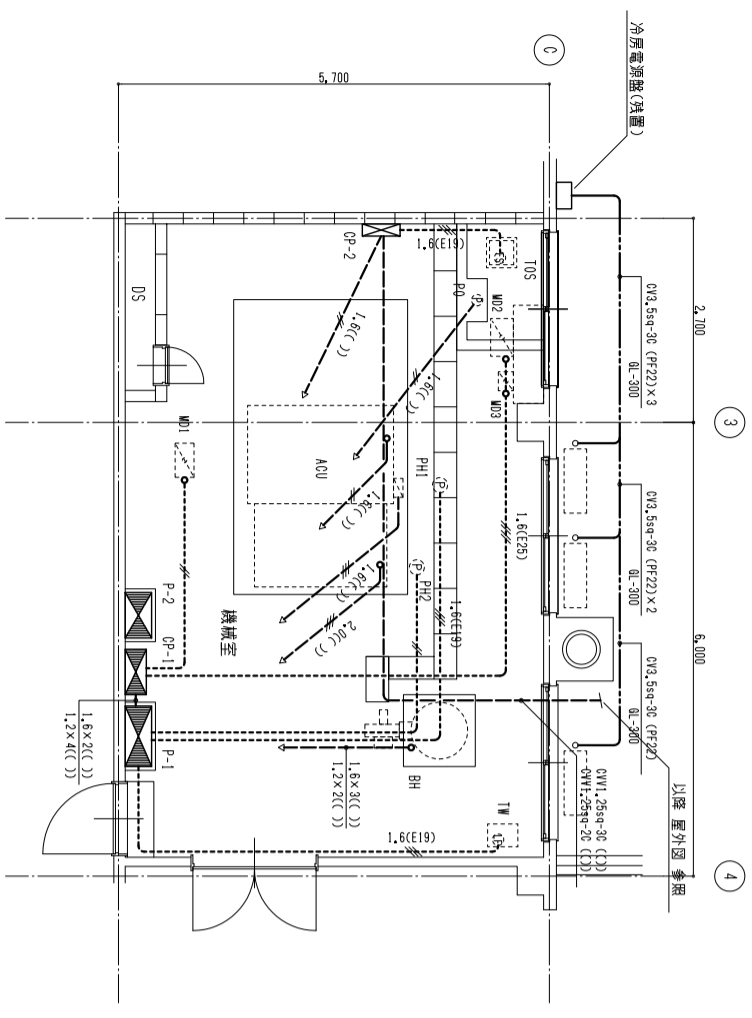


CP-1 外形図 架組形 50kg

CP-2 外形図 架組形 30kg

機械室 撤去図

S-1/50

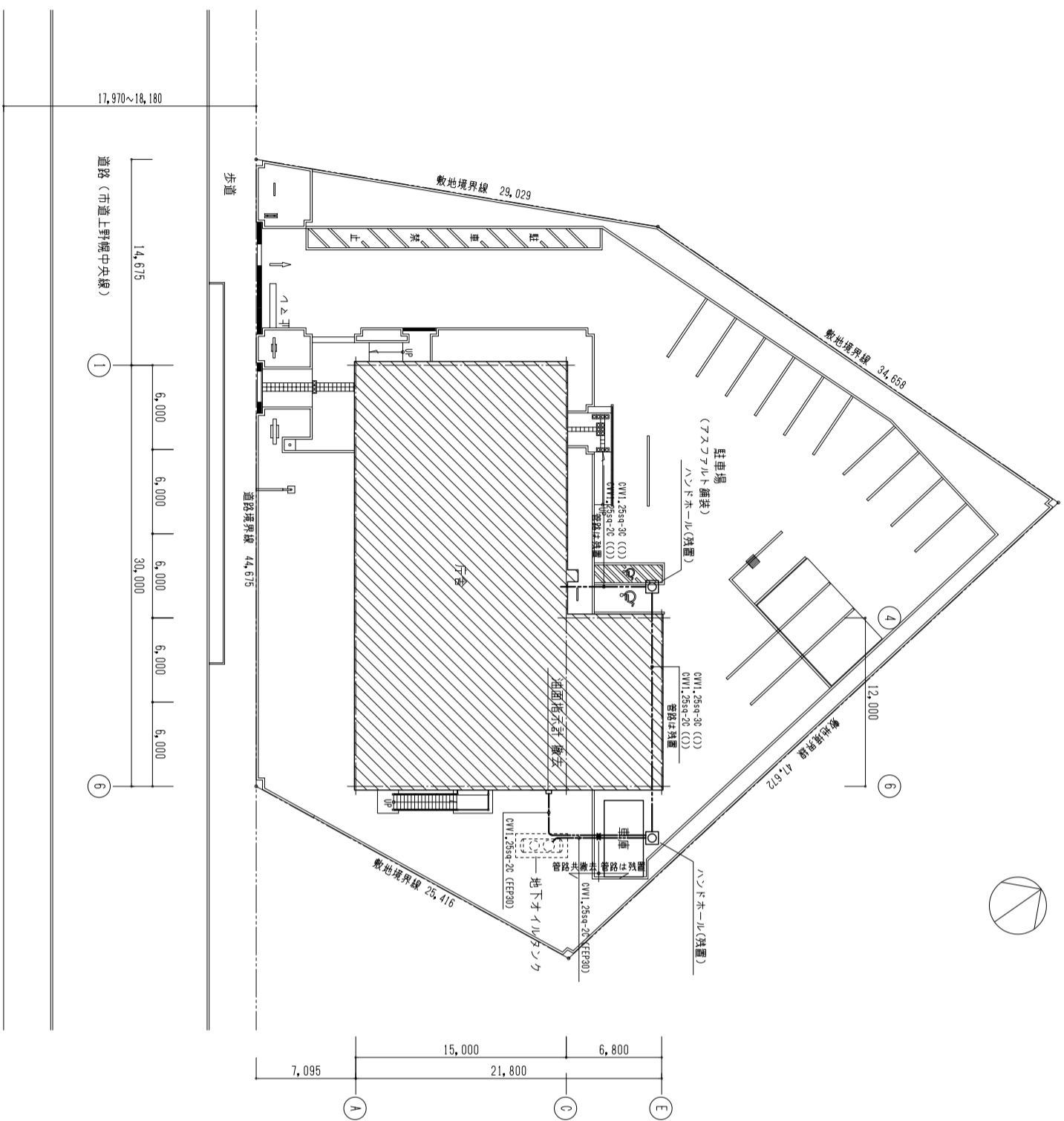


記号	名称	適用
P-1	動力制御盤	撤去
P-2	静音制御盤	撤去
CP-1	自動制御盤	撤去
CP-2	セブチエレクト	撤去

--- 1.6x2 (E19) 露出
 - - - (())は埋設管を示す。

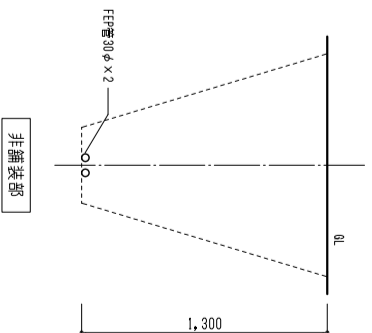
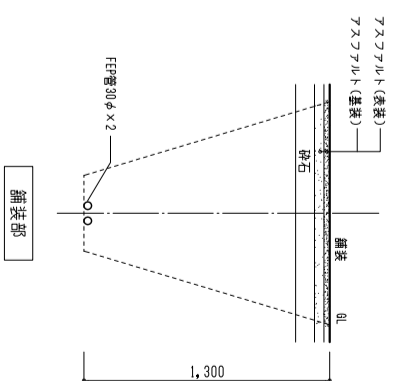
特記

図示の設備及び配線を撤去する。寸法・質量は参考とする。
 機械室内の露出配管及びボルトナット類を撤去する。埋設配管はそのまま残置する。

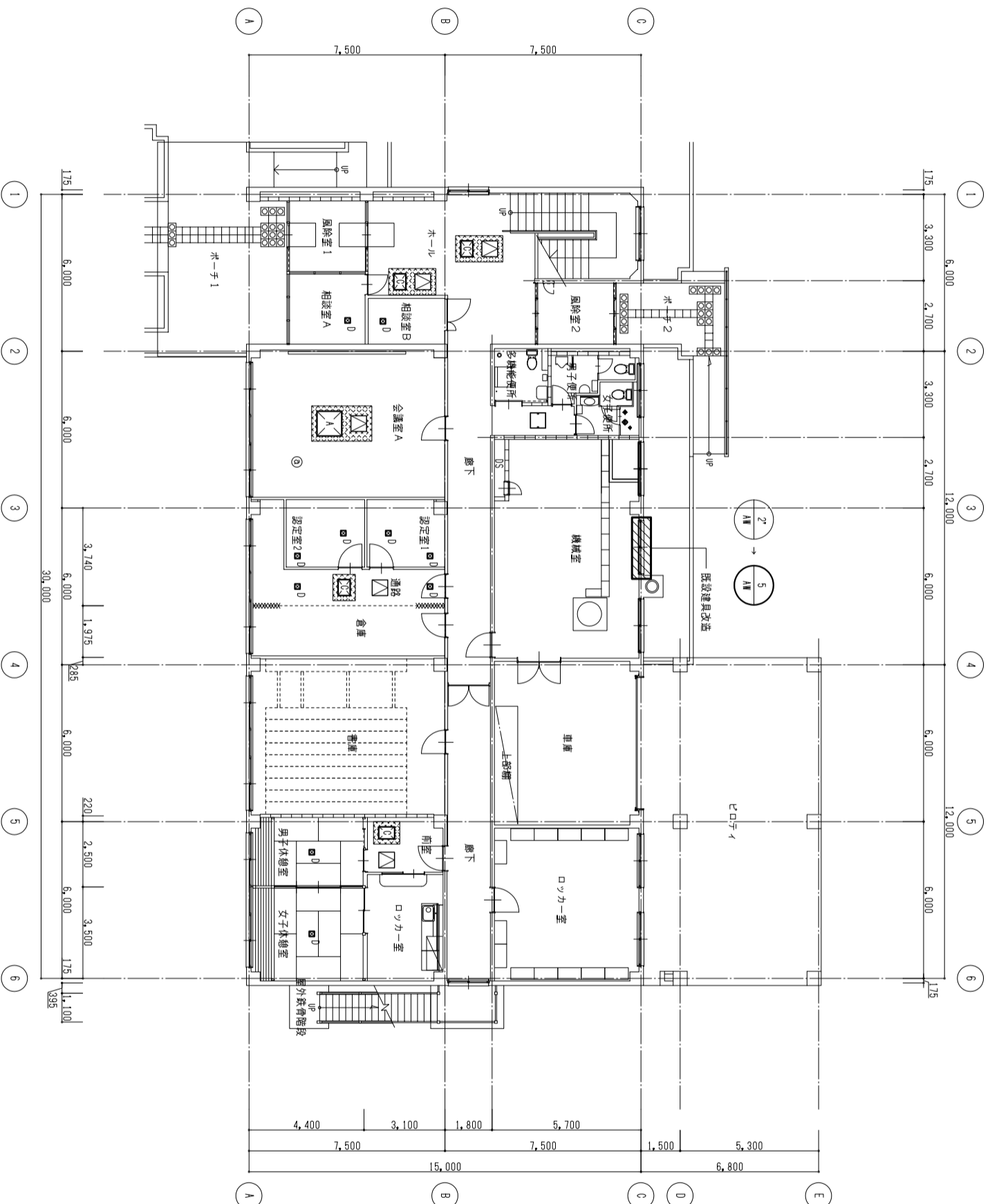


配置図 S=1/200

油面特種観理設断面図 (参考)



特記
 舗装部の地中電線管及びハンドホールは設置する。
 地下オイルタンク周りは給油設備と配管及び埋戻しを行う。



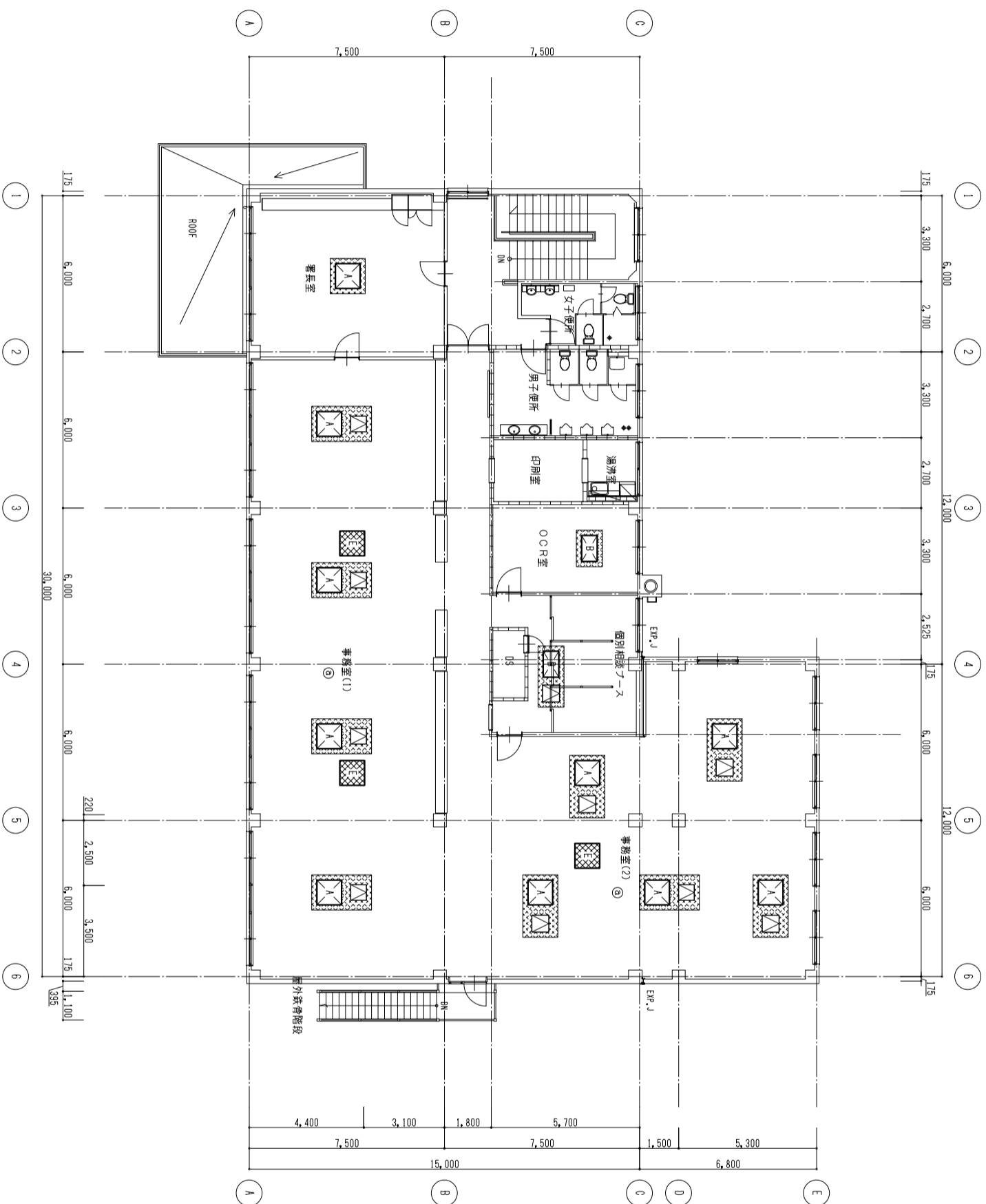
1階平面図 S=1/100

凡例

	天井開口	寸法：900×900	開口補強共
	天井開口	寸法：610×460	開口補強共
	天井開口	寸法：200×200	開口補強共
	天井開口塞ぎ	寸法：900×900	下地・上共
	天井点検口	寸法：600×600	開口補強共
	天井補修範囲	寸法：開口+400程度	仕上のみ

特記
天井在上は下記とする。

① ロックアップ化粧扉参照 DR(1) (下張り08-F (39))
機械室の建具改修は建具表を参照



2階平面図 S=1/100

凡例	
	天井開口 寸法：900×900 開口補強共
	天井開口 寸法：840×620 開口補強共
	天井開口 寸法：200×200 開口補強共
	天井開口塞ぎ 寸法：900×900 下地・上共
	天井点検口 寸法：600×600 開口補強共
	天井補修範囲 寸法：開口+400程度 仕上のみ

特記
天井在上は下図とする。
◎ ロウソク燭火化燃焼音源 DR(1) (1:3改行張り08-F (1:3))

